

(案)

# 第 5 次原村総合計画 (後期基本計画)

令和 3 年度～令和 6 年度

令和 2 年 月

長野県原村

# 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1部 序 論</b> .....                    | <b>1</b>  |
| <b>第1章 計画の性格と役割</b> .....               | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の意義 .....                        | 1         |
| 2. 計画の構成と期間 .....                       | 2         |
| <b>第2部 基本構想</b> .....                   | <b>3</b>  |
| <b>第1章 原村の将来像</b> .....                 | <b>3</b>  |
| <b>第2章 村づくりの目標</b> .....                | <b>4</b>  |
| 1. 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり .....         | 5         |
| 2. 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり .....     | 6         |
| 3. 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり .....      | 7         |
| 4. 産業振興による魅力・活力のある村づくり .....            | 8         |
| 5. 皆が活躍できる持続可能な村づくり .....               | 9         |
| <b>第3章 将来人口の目標</b> .....                | <b>10</b> |
| <b>第4章 SDGs「持続可能な開発目標」への取組</b> .....    | <b>11</b> |
| <b>第3部 前期基本計画</b> .....                 | <b>13</b> |
| 基本計画の施策の体系 .....                        | 13        |
| <b>第1節 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり</b> ..... | <b>14</b> |
| 第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出 .....           | 14        |
| 第2項 持続可能な「循環型社会」の創出 .....               | 20        |
| 第3項 地球温暖化防止対策 .....                     | 24        |
| 第4項 水資源の確保・保全と上下水道の整備 .....             | 26        |
| 第5項 自然と調和した居住環境の整備 .....                | 30        |
| 第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備 .....            | 34        |
| 第7項 安心して暮らせる村づくり .....                  | 40        |

|   |            |
|---|------------|
| <b>第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり</b> ..... | <b>49</b>  |
| 第1項 生涯学習の体系化と機会の充実 .....                    | 49         |
| 第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進 .....                 | 58         |
| 第3項 芸術文化活動と地域文化の振興 .....                    | 65         |
| 第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進 .....                | 71         |
| 第5項 交流による地域づくり .....                        | 75         |
| 第6項 男女共同参画の社会づくり .....                      | 76         |
| 第7項 本村への若い人の流れをつくる村づくり .....                | 77         |
| <br>  |            |
| <b>第3節 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり</b> .....  | <b>79</b>  |
| 第1項 地域で支え合い健やかに生きる .....                    | 79         |
| 第2項 きめ細やかな高齢者福祉の推進 .....                    | 82         |
| 第3項 障がい者の自立と社会参加の促進 .....                   | 85         |
| 第4項 結婚・出産・子育てできる環境づくり .....                 | 89         |
| <br>  |            |
| <b>第4節 産業振興による魅力・活力のある村づくり</b> .....        | <b>94</b>  |
| 第1項 原村の特色を生かした農林業振興 .....                   | 94         |
| 第2項 観光を中心にした、各産業間の連携 .....                  | 104        |
| 第3項 「原村ブランド」を活かした観光振興 .....                 | 109        |
| 第4項 広域連携による観光振興 .....                       | 111        |
| 第5項 工業振興と企業誘致 .....                         | 114        |
| 第6項 商業・サービス業の振興 .....                       | 117        |
| 第7項 雇用・勤労者対策の推進 .....                       | 119        |
| <br>  |            |
| <b>第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり</b> .....           | <b>120</b> |
| 第1項 公民協働の村づくりの推進 .....                      | 120        |
| 第2項 開かれた村政の推進 .....                         | 121        |
| 第3項 広域行政の推進 .....                           | 126        |
| 第4項 効率的な行政運営 .....                          | 128        |
| 第5項 健全な財政運営 .....                           | 132        |

# 第1部 序 論

## 第1章 計画の性格と役割

### 1. 計画策定の意義

平成28年度からスタートしました第5次原村総合計画「人と自然と文化が息づく美しい村」を将来像に掲げて取り組んできましたが、5か年が経過しました。

この間、「日本で最も美しい村連合」に加盟し、美しい村づくりを展開するとともに、移住・定住支援策を実施することで、若者を含め村の人口は少しずつ増えてきました。

しかし、人口の高齢化および少子化は進んでおり、将来的には人口が減少していく見通しは変わりません。

今後も、これまで以上に地域間競争が激化する中、誇りと自信を持ちながら自立した村づくりを進めていくため、先人が守り、育ててきた自然や歴史・文化等の「魅力」、地域住民の力を結集し活かした「地域力」、行政組織及び職員が連携した確かな「行政力」、それらを活かした村づくりが必要となっています。

このため令和2年度から取り組んでいる「第2期原村地域創生総合戦略」とともに、住みやすい村づくり、農業をはじめとする産業振興に取り組み、将来像実現を目指した実現化方策をまとめたものです。

また「第5次原村総合計画後期基本計画」は、新たに「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に共感し、基本目標ごとの施策に対応するSDGsの目標を位置づけ、その達成を目指して取り組む実行計画としての役割も果たすものです。

## 2. 計画の構成と期間

### (1) 基本構想

村づくりの方向と目標を定めるとともに、その達成のための基本的な考え方を示したものです。「総合計画」と「原村地域創生総合戦略」において1年間のずれが生じており、基本構想及び基本計画と戦略施策を一体的に展開するため、令和6年度までとします。

### (2) 基本計画

基本構想に定めた目標を達成するための施策の方向性について、分野ごとに定めた計画です。

基本計画は前期と後期で構成し、後期基本計画は、令和3年度から令和6年度までの計画です。

### (3) 実施計画

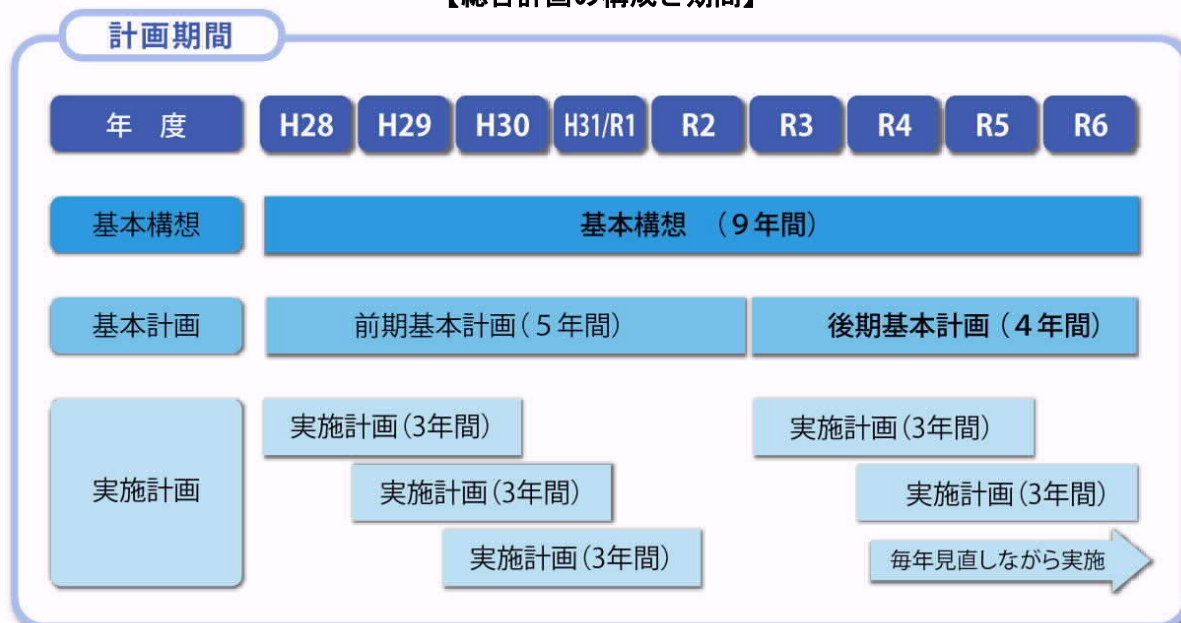
基本計画で定めた施策を具体化し、予算編成の指針とするものです。計画の期間は3か年とし、毎年見直しを行いながら事業を行います。

### (4) 計画の管理と実行

基本計画に掲げた政策及び施策については、PDCAサイクルを通じて、取組状況及びその効果を評価、検証するとともに、必要に応じて見直して着実に実を結ぶよう計画を管理していきます。

その際、外部識者を交えた行政評価委員会など、計画の進捗状況を確認する審議組織を通じて取り組み、将来像の実現をめざします。

【総合計画の構成と期間】



## 第2部 基本構想

### 第1章 原村の将来像

将来像

#### 「人と自然と文化が息づく 美しい村」

全国的に行われた「平成の大合併」では、合併の道ではなく自立による村づくりを選択しました。厳しい行財政のなかでも、医療・福祉・子育て分野の充実、移住・定住政策を展開してきました。

本村が自立した村であり続けるためには、現在ある「資源」、活用が不十分な施設、素晴らしい自然や文化、埋もれている人材などが、それぞれ持つ魅力にスポットを当てて、住民のいきいきとした活動で結び、連携させながら有効に活用して、夢のある村づくりを進める必要があります。

私たちは、先人から譲り受けた美しく住みやすい我が郷土原村が、さらに魅力あふれる村として引き続き発展していくよう住民の英知を結集して「人と自然と文化が息づく 美しい村」づくりを進めます。

## 第2章 村づくりの目標

### 目標1

#### 人と自然を大切にした美しく住みよい村づくり

##### [課題]

- 人と自然が共生する美しい環境を未来に
- 日本で最も美しく住みやすい村をつくる

### 目標2

#### 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

##### [課題]

- 独自の文化の醸成と想像力豊かな子どもたちの育成
- 本村への若い人の流れの創出

### 目標3

#### 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

##### [課題]

- 人と人が助けあい、子どもからお年よりまでが安心して暮らせる福祉・健康の村
- 安心して結婚・出産・子育てできる環境の確保

### 目標4

#### 産業振興による魅力・活力のある村づくり

##### [課題]

- 輝く村として誇れる「原村ブランド」の創出
- 原村の特性を活かした魅力ある就業・雇用機会の創出

### 目標5

#### 皆が活躍できる持続可能な村づくり

##### [課題]

- 皆が活躍できる自立した村をつくる
- 持続可能な行政経営

# 1. 人と自然を大切にしたい美しく住みよい村づくり

## 課題

- 人と自然が共生する美しい環境を未来に
- 日本で最も美しく住みやすい村をつくる

本村には緑と光の織りなす美しくかつ豊かな自然環境があり、そこに住む私たちにうるおいとやすらぎを与えてくれます。

この美しい村の環境が評価され、平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。

そのような自然は、住民の社会的、経済的諸活動が営まれるかけがえのない生活の場でもあり、住みよい村づくりのための舞台でもあります。

したがって、安全で利便性が高く、より美しく快適な生活環境づくりを進めることで、住民生活の質の向上に努めるとともに、自然のもつ多様なエコロジー機能の保全に留意しながら、原村ブランドの源である自然や景観が与える「心のやすらぎ」の価値を再認識し、原村が「原村らしく」特色を持ち続けるため、人と自然との調和を図った村づくりをすすめます。

また、防犯・防災体制を強化し、安心して暮らせる村づくりを目指します。

- (1) すばらしい自然・景観・環境の保全と創出
- (2) 持続可能な「循環型社会」の創出
- (3) 地球温暖化防止対策
- (4) 水資源の確保・保全と上下水道の整備
- (5) 自然と調和した居住環境の整備
- (6) 人にやさしい道路・ネットワークの整備
- (7) 安心して暮らせる村づくり



## 2. 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

### 課題

- 独自の文化の醸成と想像力豊かな子どもたちの育成
- 本村への若い人の流れの創出

人づくりは村づくりの基本であります。学校教育とともに生涯学習の機会を充実させ、住民が必要に応じて自主的に学ぶことのできる環境づくりを進め、固有の文化を大切に、村に愛着と誇りを持てる人を育てる村づくりに取り組みます。

生涯学習の推進体制のなかでは、相談体制の充実、学習指導者の発掘・育成を図るとともに、海外との交流の機会や場づくりに努め国際性のある地域づくりを推進します。こうしたなかで、生涯学習の実践として自治活動を支え、コミュニティ活動に発展させながら、自ら考え、自ら実行する人材の育成を図っていくことを目的とします。

また住民の身近なところで気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の多様な機会と場の整備、指導者・インストラクターなどの確保・育成に努めます。

村づくりの基本として「子どもたちの育成」に取り組むとともに、人口減少、少子高齢化に対応するため「本村への若い人の流れ」を創出する施策や体制の確保、整備を進めます。

性別による役割分担の考えなど、今なお様々な不平等をもたらしていますが、意識の変革に努め、互いに支えあい、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 生涯学習の体系化と機会の充実
- (2) 豊かな人間形成をめざした教育の推進
- (3) 芸術文化活動と地域文化の振興
- (4) スポーツ・レクリエーション交流の推進
- (5) 交流による地域づくり
- (6) 男女共同参画の社会づくり
- (7) 本村への若い人の流れをつくる村づくり

### 3. 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

#### 課題

- 人と人が助けあい、子どもからお年よりまでが安心して暮らせる福祉・健康の村
- 安心して結婚・出産・子育てできる環境の確保

明るく健やかな生活、住民一人ひとりが明日への希望が持てる生活を営むことができる環境をつくることは、村づくりの基本的条件です。そのため、保健・医療サービスを充実していくとともに、村ぐるみの保健・健康づくりを推進しながら、社会的援護を必要とする人々に対して、実態に即した対策の充実や心温かい地域福祉活動を推進していくこととします。

特に人口減少、少子高齢化社会の到来により地域社会では様々な変革・改善を行っていく必要があります。

人口減少に対しては、持続可能な村づくりのため若い人たちが移住・定住できるよう結婚・出産・子育ての福祉社会環境を形成していきます。

また少子高齢化に対しては、各関係機関が連携し、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行います。また高齢者自身が活動の主体者であるような環境条件を整えるとともに住民がボランティアとして福祉の一翼を担う互助精神を持ち、自律的な福祉社会構築へ向けた住民一人ひとりの創意に満ちた主体的な取組みを促し、開拓・結実させる仕組みをつくり上げていきます。

- (1) 地域で支え合い健やかに生きる
- (2) きめ細やかな高齢者福祉の推進
- (3) 障がい者の自立と社会参加の促進
- (4) 結婚・出産・子育てできる環境づくり

## 4. 産業振興による魅力・活力のある村づくり

### 課題

- 輝く村として誇れる「原村ブランド」の創出
- 原村の特性を活かした魅力ある就業・雇用機会の創出

本村の産業や施設は活力ある村づくりにおける重要な資源であり、また卓越した農業技術や機織等の伝統工芸に秀でた住民に加えて、近年は都市から移り住んだクラフトマンや芸術家等のみなさんも本村の誇る人的財産です。

これらの地域資源の連携と活用を図り、「原村ブランド」を創出していく必要があります。

農業では、後継者の育成や温暖化に柔軟に対応し、より付加価値の高い農産物の生産を支援し、さらに6次産業化、地産地消の拡大を通じて観光、商業等他の産業との連携強化を図ります。

ペンション村をはじめとする宿泊業では、インバウンドや利用ニーズへの対応支援に加え、シェアハウスやサテライトオフィスなど他分野と連携した活性化を目指します。

村内の企業、工場が操業を続けられるよう支援を拡充するとともに、村の環境を活かした企業の誘致、住民の生活を支える商店の確保・維持を図ります。

本村は、若い人たちの流出が顕著な中、近年まで高齢者世代の移住による人口の社会増が人口維持の要素となって来ましたが、将来的には若い人たちの人口定着・増加がより求められています。

若い人たちが移住・定住できるよう村内及び諏訪地域、八ヶ岳周辺地域での就業、雇用の場を確保し、人口減少、少子高齢化社会に対応した持続可能な村づくりが必要です。

このため、就業、雇用の場確保のためにも、諏訪地域、八ヶ岳周辺地域の連携による魅力づくり、雇用・就労支援や村内での起業を全面的に支援する体制づくりを図ります。

- (1) 原村の特色を生かした農林業振興
- (2) 観光を中心にした、各産業間の連携
- (3) 「原村ブランド」を活かした観光振興
- (4) 広域連携による観光振興
- (5) 工業振興と企業誘致
- (6) 商業・サービス業の振興
- (7) 雇用・勤労者対策の推進

## 5. 皆が活躍できる持続可能な村づくり

### 課題

- 皆が活躍できる自立した村をつくる
- 持続可能な行政経営

住民一人ひとりが村づくりを担う意識を持ち、多様な村づくりに関わる仕組みづくりと、お互いに支え、助け合いながら地域コミュニティ活動を原動力として、子どもからお年寄りが参加し皆が活躍できる自立した村を目指します。

その実現をめざし、参加と協働による村づくり、地域コミュニティ活動の充実を担う人材の育成を図ります。

年々多様化・複雑化する住民ニーズに対して、迅速かつ効率的な行政運営が必要です。

また、地方分権の進展、地方創生の推進により、地方自治体には、地域経営に対するより一層の責任と創意工夫が求められています。

多様な職員や組織、税収などの経営資源を効率的・効果的に活用するとともに、新たな財源確保を図るなど、柔軟な行政経営と、それを支える財政基盤の確立に努めます。

- (1) 公民協働の村づくりの推進
- (2) 開かれた村政の推進
- (3) 広域行政の推進
- (4) 効率的な行政運営
- (5) 健全な財政運営

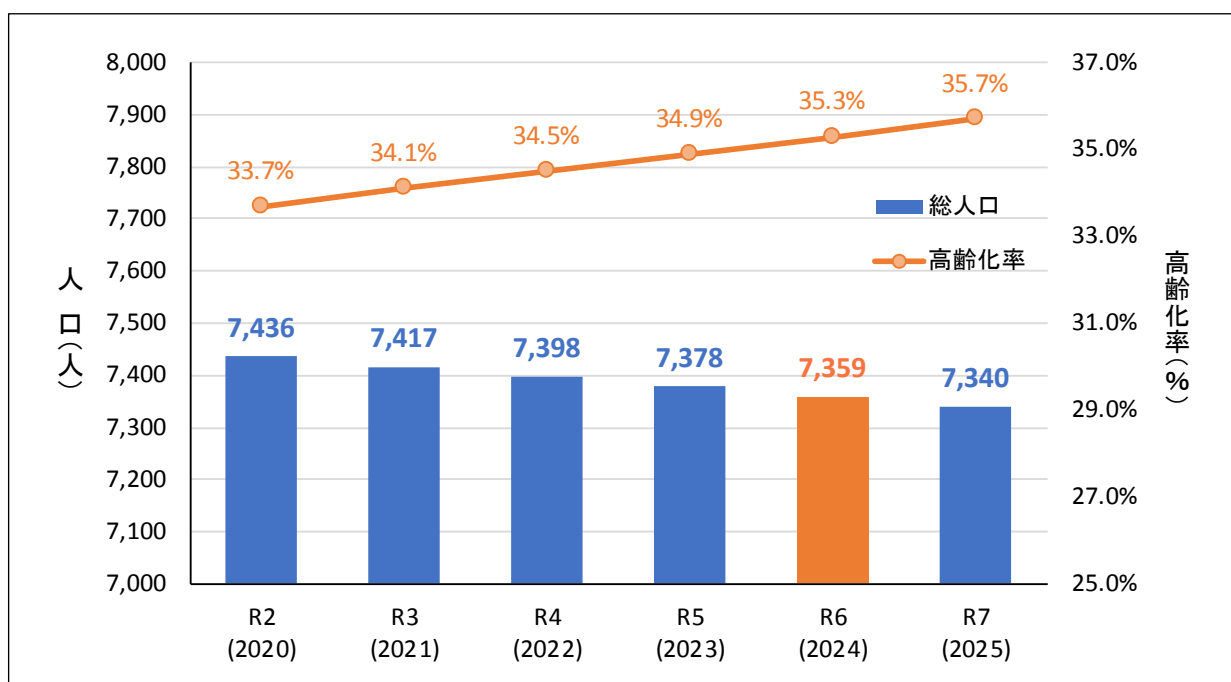
# 第3章 将来人口の目標

本村では、移住・定住施策や子育て・福祉施策の充実等に取り組んできました。これらの政策が実を結び、令和2年現在、人口を維持するとともに元気なお年寄りが暮らす村となっています。

しかし、全国的には本格的な人口減少及び少子高齢の時代を迎えており、本村も今後は減少に転じていくと予想され、**原村人口ビジョンの独自推計によると、一定の施策を講じて令和6年の人口は7,359人まで減少し、高齢化率は35%に及ぶ見通しです。**

このような背景のもと、従来取り組んできた政策及び各種施策をブラッシュアップし、産業の活性化や子育て支援、特色のある教育、住環境の整備などの原村地域創生総合戦略を展開しながら、村の活性化や人口維持政策に取り組み、若い人たちが夢や希望を叶えられる村づくりを進めて人口減少を抑え、**令和6年の総人口7,360人を目指します。**

【原村の人口推計】



原村人口ビジョンにおける独自推計値

# 第4章 SDGs「持続可能な開発目標」への取組

2015年9月に国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととして、17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット（達成基準）を掲げています。

SDGs達成に向けた取組は、先進国・開発途上国を問わず始まっており、我が国においても「SDGs推進本部」を設置するとともに「SDGs実施指針（2016年12月）」を決定し、積極的な取組が行われています。

本村においても、原村総合計画をSDGsの行動計画に位置付け、SDGsの理念を取り入れた持続可能なまちづくりを進めます。



<SDGs（持続可能な開発目標）17の目標>

|   |   |
|---|---|
|  <p><b>【目標 1】</b><br/>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>   |  <p><b>【目標 10】</b><br/>国内および国家間の格差を是正する</p>  |
|  <p><b>【目標 2】</b><br/>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を促進する</p>                               |  <p><b>【目標 11】</b><br/>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>  |
|  <p><b>【目標 3】</b><br/>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>   |  <p><b>【目標 12】</b><br/>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>  |
|  <p><b>【目標 4】</b><br/>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>                                   |  <p><b>【目標 13】</b><br/>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>   |
|  <p><b>【目標 5】</b><br/>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>                                      |  <p><b>【目標 14】</b><br/>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>   |
|  <p><b>【目標 6】</b><br/>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>  |  <p><b>【目標 15】</b><br/>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>      |
|  <p><b>【目標 7】</b><br/>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>                             |  <p><b>【目標 16】</b><br/>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p> |
|  <p><b>【目標 8】</b><br/>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p> |  <p><b>【目標 17】</b><br/>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>  |
|  <p><b>【目標 9】</b><br/>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>                           |   |

# 第3部 後期基本計画

## 基本計画の施策の体系

※後期計画体系図予定



(1-1-1)

# 第1節 人と自然を大切にしたら美しく住みよい村づくり

## 第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

### 1. 自然環境の保全と共生



#### 【4年後のめざす姿】

- 本村の広大な自然を後世に引き継ぐため、今後も保全と共生に努めます。
- 住民参画による環境保全対策をより促進し、自然環境の保全と共生を進めます。
- 公共事業や開発等で失われた自然を新たに創出、代替する方法を検討します。
- 無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発等を防止するため、現行制度の見直し強化を図ります。

#### 【現状と課題】

- 昭和57年「原村自然環境保全条例」の制定以来、村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす恩恵を享受できるよう、自然環境の保全を図りながら住みよい郷土をめざして取り組んできました。
- この開発規制を行ってきたことが、すばらしい自然環境と景観を生み、本村の魅力を高め、人々が集まり村の活性化の一因となっています。
- 移住・定住政策のもとに、原山地区を中心に別荘や住宅の建設、開発が進み、自然環境がもつ許容能力の限界に近づいています。

#### 【具体的な施策】

- ①原村環境保全条例・規則の見直しと開発指導基準の整備
  - ・必要に応じて原村環境保全条例・規則の見直しを行うとともに、新たに開発指導基準を設け周知します。
- ②環境保全に関する広報活動の推進
  - ・広報紙、有線放送、ホームページなどを活用し、環境保全に関する啓発を行います。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-----------|-----|-----------|
| 開発指導基準の整備 | 1件  | 3件        |

(1-1-2)

## 2. 美しい景観の保全と創出（重点施策）



### 【4年後のめざす姿】

- すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取り組みます。
- 良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠であることを啓発します。
- 公共事業等においては、景観に配慮した構造物へと転換を図ります。
- 景観計画を推進することで、美しい景観の保全・創出に取り組みます。

### 【現状と課題】

- 本村は、平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合へ加盟し、原村美しい村づくり推進委員会を発足し活動しているが、若い世代ほど効果を感じられないというアンケート結果もあり、更なる情報発信や活動等の検討が必要です。
- 村の景観保全と創出について、長野県景観条例による八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定や、ズームライン及びエコライン沿線の屋外広告物の規制が設けられています。また、八ヶ岳山麓を望む眺望の保全、沿道景観の保護に努めています。
- ズームライン沿線の地権者により景観形成住民協定が締結され、ラベンダーの植栽や環境美化運動を実施しています。

### 【具体的な施策】

#### ①景観計画の推進

- ・景観計画の策定後に景観計画を運用し、景観重点整備等美しい景観の保全・創出を進めます。

#### ②美しい村づくりへの取り組み

- ・住民と行政が協働して景観を守り、美しくする活動を進めます。

### 【施策の達成指標】

| 項目名     | 現状値       | 目標値（令和6年）             |
|---------|-----------|-----------------------|
| 景観計画の推進 | 令和2年度計画策定 | 景観審議会の設置による原村の景観むらづくり |

(1-1-3)

### 3. 緑と花いっぱい運動の推進



#### 【4年後のめざす姿】

住民とともに幹線道路への花や街路樹の植栽を行い、管理に愛着を持ってもらい公民協働の村づくりを推進します。

- 美しい花の景色を楽しめるよう休耕田を活用するなど、村全体をトータルコーディネートした計画を策定し、ストーリー性をもった取組みを進めます。
- 公民協働の村づくりの取組みとして、幹線道路への花、街路樹の植栽を推進し、美しい村づくりを推進します。

#### 【現状と課題】

- 本村は自然豊かで、地形的にもすばらしい眺望と景観を有しています。
- 人通りの多い幹線道路沿いに風土に適した花や緑を植栽し、来訪者の目を楽しませるほか、住民の郷土愛の育成に取り組んでいます。

#### 【具体的な施策】

- ①幹線道路への花や街路樹の植栽の推進
  - ・公民協働により、幹線道路への植栽を計画的に推進します。
- ②管理や手入れに対する住民の参画促進
  - ・広報紙、有線放送、新聞等で住民の参画を呼びかけます。
- ③住民参加による花や街路樹の植栽
  - ・住民参加による花や街路樹の植栽の趣旨を啓発し、参加者の増加を図ります。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名             | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-----------------|-----|-----------|
| 住民参加による花や街路樹の植栽 | 7か所 | 8か所       |

(1-1-4)

## 4. 道路・河川の美化運動の推進



### 【4年後のめざす姿】

- 村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域住民にお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。
- 原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄の防止を図ります。

### 【現状と課題】

- 道路については、老人クラブや原村観光連盟、原村建設事業協同組合等各種団体のボランティア活動による道路沿線の花壇づくり、草刈、側溝清掃のほか、各地区の出払い作業により環境美化活動が行われています。
- 河川を美しく保つため、大久保区、柳沢区、室内区の河川愛護団体や各地区を中心に、環境美化活動が行われています。
- 地域の生活環境を維持するため、身近な道路・水路等を住民と共同で維持、作業する原村環境維持事業を実施して、地域の連帯感を養い、共有財産として意識を高めています。

### 【具体的な施策】

- ①清掃活動のPRと住民参加の促進
  - ・広報誌、有線放送、ホームページなどを活用して、環境美化に対する啓発活動を行います。
  - ・原村環境衛生自治推進協議会と協働で清掃ウォークなどを開催し、環境美化活動への住民参加を促進します。
- ②ポイ捨て防止のための広報の推進
  - ・広報誌、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し住民意識の高揚を図ります。
- ③環境維持事業の推進
  - ・各区と連携して、河川等の環境維持を図ります。
- ③外来種の駆除
  - ・特定外来植物の駆除を行います。

### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値             | 目標値（令和6年） |
|-----------|-----------------|-----------|
| 環境美化活動の推進 | 年2回（春:全地区、秋:任意） | 年3回（全地区）  |

(1-1-5)

## 5. 環境にやさしい公共事業



### 【4年後のめざす姿】

- 自然環境、生活環境に配慮した、環境にやさしい公共事業を推進します。

### 【現状と課題】

- 本村の景観として、また自然との共生において、河川は重要な資産であると考え、治水面や農業用排水機能だけでなく、自然や生態系に配慮した整備も重要です。
- これまでコンクリート主体の整備が行われてきた事実は否めませんが、今後の公共事業においても環境への配慮が求められています。

### 【具体的な施策】

#### ①環境にやさしい公共工事の推進

- ・計画段階から自然環境の保全、省資源・省エネルギー対策、環境負荷の少ない製品の使用促進等に配慮するとともに、建設副産物の再資源化等を推進します。

#### ②道路の支障木の伐採

- ・**台風等により**道路脇の立木が村道に倒れ、枝が路上にかけると道路交通に支障が出るため、計画的に支障木の伐採を進めます。

### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値      | 目標値（令和6年） |
|-----------|----------|-----------|
| 道路の支障木の伐採 | 年 1,000m | 年 1,000m  |

(1-1-6)

## 6. 公害対策



### 【4年後のめざす姿】

- 行政、住民、事業者が連携して監視体制の強化を図り、公害の未然防止、不法投棄や屋外焼却の撲滅を図ります。
- 農業等の生産活動における公害防止とモラルの向上を図るとともに、公害に至らない迷惑行為については、住民相互で防止し、解決する努力も必要であることを啓発します。
- ペットを持つ飼い主のマナー向上を推進します。

### 【現状と課題】

- 環境基本法に規定する水質汚濁、騒音、悪臭等の公害で、環境基準を超えるものは村内では確認されていません。しかし、ダイオキシンや環境ホルモンなど有害化学物質による環境や人体への影響が懸念されています。
- 道路脇への空き缶等のポイ捨て、家電製品やタイヤ、バッテリーなどの不法投棄、農業用ビニールや家庭ごみの不法投棄や屋外焼却は、後を絶たない状況です。

### 【具体的な施策】

- ①公害に対する監視体制の強化と事業者及び住民への意識啓発の推進
  - ・河川の水質検査を年2回、定点観測します。
- ②ごみの不法投棄、屋外焼却の撲滅をめざしての監視体制の強化と住民への意識啓発
  - ・定期的な巡回パトロールを強化し各区・自治会と協力するとともに、広報誌や有線放送、ホームページを活用して住民への意識啓発を行います。
- ③公害問題に関する相談窓口の充実
  - ・県や関係機関と連携を図り、多様化する相談に対応します。
- ④ペットのふん害対策の推進
  - ・広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、ふん放置行為禁止に対する住民意識の高揚を図ります。
  - ・ふん害多発地域へ啓発看板を設置し、ふん害防止と飼い主のマナー向上を図ります。

### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|-----------|------|-----------|
| 不法投棄物の処理量 | 58 t | 29 t 以下   |

(1-2-1)

## 第2項 持続可能な「循環型社会」の創出

### 1. ごみの排出抑制とリサイクル



#### 【4年後のめざす姿】

- ごみ排出に対する住民意識の啓発に努めます。
- ごみ処理基本計画の目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生抑制、再使用、再利用に取り組めます。
- ごみの排出量を抑制し、焼却ごみゼロをめざすため、3R（発生抑制、再使用、再利用）運動や観光客へのごみ持ち帰り運動等に取り組めます。
- 生ごみの堆肥化を支援する施策を通じて、リサイクル活動を促進します。
- リサイクルの可能性を研究し、資源の循環を促進します。

#### 【現状と課題】

- 住民一人が1日に出すごみ（生活系）の排出量は、平成30年度551gで、前年度に比べると2.8%減となっています。
- 本村では、ごみ排出抑制のため、生ごみを各家庭で自家処理する機器購入者に対する助成を行っています。
- ごみのリサイクル率は、平成30年度では18.5%となり、長野県平均20.6%より低い状況です。

#### 【具体的な施策】

- ①ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発
  - ・分別の徹底とごみの排出抑制について住民への意識啓発活動を行います。
- ②ごみの排出区分の細分化と資源化の推進
  - ・新リサイクルセンターの建設に伴いスチール缶、アルミ缶、スプレー缶の分別収集及び粗大ごみの分別処理を行います。
- ③生ごみの自家処理の推進と堆肥化の推進
  - ・生ごみ自家処理方法について、地区住民説明会や勉強会等を開催し、生ごみの資源循環の仕組みづくりを図ります。
- ④ごみ持ち帰り運動の推進
  - ・村内の公共施設や観光施設及び別荘等で排出される家庭ごみの持ち帰りを推進します。
- ⑤3R（発生抑制、再使用、再利用）運動の推進
  - ・広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて、具体的な取組みを例示しながら住民意識の

高揚を図ります。

⑥不用となった食器の再利用の促進

- ・住民団体等が開催する不用食器交換会等を支援し、再利用の促進と意識啓発を図ります。

⑦循環型社会とリサイクルに関する趣旨の啓発

- ・再生可能エネルギー・省エネルギーの推進組織を設立し、公民協働で循環型社会とリサイクルを推進します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名                | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|--------------------|-------|-----------|
| 一人が1日あたりに排出する家庭系ごみ | 551g  | 496g      |
| ごみのリサイクル率          | 18.5% | 20%以上     |



(1-2-2)

## 2. ごみ処理体制の広域化



### 【4年後のめざす姿】

- ごみの排出区分については、茅野市・原村・富士見町で統一したことにより、さらなる循環型社会の構築を目指します。
- 南諏衛生施設組合のし尿処理施設について、老朽化への対応を検討します。

### 【現状と課題】

- 本村のごみ処理は、各地区・自治会で管理するごみ収集ステーション等に出されたものを、行政による委託事業により収集運搬しています。可燃ごみは、諏訪南清掃センターで焼却し、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類については、南諏衛生センターで資源化していますが、新リサイクルセンター稼働後には南諏衛生センターは閉鎖するため、不燃ごみ・粗大ごみの直接持ち込み先は新しいリサイクルセンターになります。
- 施設の老朽化、最終処分場の問題については今後検討を要する課題となっています。

### 【具体的な施策】

- ①し尿処理施設の検討
  - ・現在使用している南諏衛生施設組合し尿処理施設の老朽化に伴う対応の検討。
- ②諏訪南清掃センターの検討
  - ・施設の延命化や今後の更新計画に対する検討
- ③最終処分場の検討
  - ・焼却灰処理方法を含めた上で、施設延命化や更新計画に対する検討

### 【施策の達成指標】

| 項目名             | 現状値  | 目標値（令和6年）                             |
|-----------------|------|---------------------------------------|
| 老朽化したし尿処理施設への対応 | 検討開始 | 施設延命化のための更新又は処理施設を村単独で所有するかなど、処理方法の決定 |

(1-2-3)

### 3. 環境と農業のかかわり



#### 【4年後のめざす姿】

- 畑等から河川に流入する肥料成分（窒素、リン）を抑制し、水質の浄化に取り組みます。また、懐かしい里山の風景を再現し、生物や植物の多様性を維持・回復することで、子どもたちに水生生物や植物の観察等体験学習の場を提供します。
- 農業用プラスチックについては、資源や燃料としての再利用を検討し、あわせて生分解性マルチなどのエコロジー資材の導入も推進します。

#### 【現状と課題】

- 近年化学肥料や農薬への依存度が増し、土づくりがおろそかになる傾向にあり、また、農家の高齢化や後継者不足により遊休荒廃農地が増加しています。
- 土壌診断に基づく適正施肥を、信州諏訪農業協同組合や農業農村支援センターの指導で実施し、原村で生産される畜産農家の糞尿を熟成させた有機肥料の購入費の一部を補助するなど、有機肥料の利用を推進するとともに農地流動化の促進に努めています。
- 本村は天竜川水系、富士川水系の最上流部に位置し、水質の保全について深いかかわりを持っていますが、近年本村の下流域に位置する諏訪湖の汚染が問題となっています。
- 農業生産には被覆シート、マルチシート、肥料袋等、多くのプラスチック資材が利用されています。現在農業用廃プラスチックは農協が有料で回収処理しており、これらの廃棄物には再利用可能な物もあります。

#### 【具体的な施策】

- ①土壌診断による適正施肥、減農薬と有機農法の推進
  - ・土壌診断に基づく有機肥料の利用に対して補助を行います。
- ②農業用廃プラスチックの適正処理と資源活用
  - ・村が令和2年度から行う産業廃棄物の集団回収と連携し農業用廃プラスチックの回収を実施するとともに、再利用化やエコロジー資材の導入を推進します。

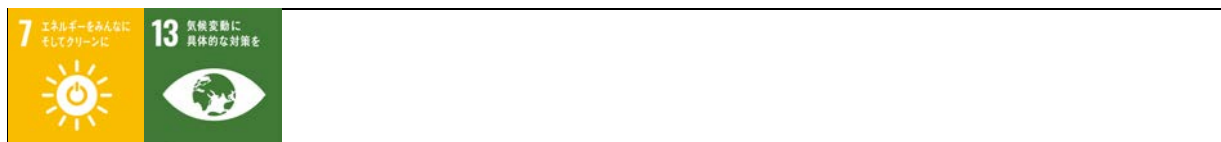
#### 【施策の達成指標】

| 項目名           | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|---------------|-------|-----------|
| 農業用廃プラスチック処理量 | 51.4t | 48.8t     |

(1-3-1)

## 第3項 地球温暖化防止対策

### 1. 再生可能エネルギー利用の促進及び省エネルギーへの取り組み



#### 【4年後のめざす姿】

- 地球環境や村の環境保全に寄与する再生可能エネルギーの導入を促進するため、村の森林資源等を活用するとともに、農業生産との連携や再生可能エネルギー利用による新たな産業、雇用の創出を図ります。
- また、持続可能な社会の構築を目指し、住民の一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう節電・省エネ運動や環境教育、学習機会を充実させ、地球温暖化問題に対する住民意識の高揚を図ります。

#### 【現状と課題】

- 「新エネルギービジョン」「省エネルギービジョン」を策定しましたが、東日本大震災を契機に再生可能エネルギーの導入や利用拡大等エネルギー政策の転換が全国的に急務となったことを受けて、「原村新エネルギー・省エネルギー推進委員会」を設置していますが、**新たな取り組みについては、実施に至っていません。**
- 地球温暖化は最も深刻な環境問題とされ、2015年12月には温室効果ガスの削減に取り組む「パリ協定」が採択されました。世界規模で地球温暖化対策に取り組むこととなり、これまで以上に自治体におけるエネルギー対策が重要となっています。

#### 【具体的な施策】

- ①再生可能エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進
  - ・原村新エネルギー・省エネルギー推進委員会により新エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進を検討します。
  - ・エコカー、木質バイオマスの普及に取り組みます。
  - ・森の森林資源を有効活用するため、薪ストーブ利用者等を対象に薪割機を貸し出します。
- ②環境学習の充実
  - ・教育機関との連携や村づくり講座により、環境学習会の充実を図ります。
- ③公共施設等における温室効果ガス削減
  - ・温室効果ガス削減率の向上に取り組みます。

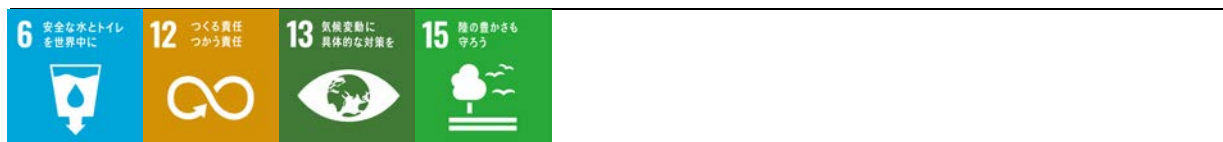
**【施策の達成指標】**

| 項目名      | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|----------|-----|-----------|
| 環境学習会の開催 | 0回  | 2回        |

(1-4-1)

## 第4項 水資源の確保・保全と上下水道の整備

### 1. 水資源の確保と調整



#### 【4年後のめざす姿】

- 河川の水質改善や汚染防止に努め、安全な水資源の確保を図ります。
- 水資源の保全、確保のために、植林や間伐等の森林を整備します。
- 井戸による地下水の利用については、原村環境保全条例の基準に沿った利用を図ります。また、水道水、農業用水とも年々需要が増加し、安定的水資源の確保が必要なため、深井戸については水利調整を行うとともに、効率的、安定的な水利用を図るため、計画的な施設整備を推進します。

#### 【現状と課題】

- 自然条件に左右され、また有限である水資源を秩序無く開発すると、資源の枯渇につながり、住民生活や農業経営に深刻な影響をもたらします。
- 天竜川水系と富士川水系の最上流部に当たる本村においては、水質汚濁物質の不法投棄防止や、水源かん養林としての森林育成が重要です。
- 本村は、河川が少なく水資源の確保が重要となっていますが、近年水の汚れがみられます。
- 河川や水路の水利用については農業用としての利用が主であり、水路等の改修による有効利用に加え、防災への対応も求められています。

#### 【具体的な施策】

- ①水源地の保全（保安林の適切な維持管理）
  - ・関係地区の同意を得ながら水源かん養林の健全な維持に努めます。
- ②農業用施設の適正な維持管理の推進
  - ・ため池の浚渫や農業用水路の補修により、農業用水の効率的な利用を図りたい。また、村内の畑かん施設の定期的な整備により揚水機能の低下を防ぎます。
  - これらの維持工事については極力補助事業を導入し地元負担の軽減を図ります。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名                      | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|--------------------------|------|-----------|
| ため池浚渫工事、畑かん揚水機<br>場施設の実施 | 年1か所 | 年1か所      |

(1-4-2)

## 2. 給水施設の整備と施設の有効利用



### 【4年後のめざす姿】

- 「安全でおいしい水」供給のため水道事業を実施します。
- 災害に強いライフライン整備のため、断水区域を最小限にします。
- 水の安定供給のため、老朽化したVP管(塩ビ管)の布設替えを計画的に施工していきます。
- 水道事業の健全経営を推進するため、コスト縮減や効率的経営に努めていきます。

### 【現状と課題】

- 水道の普及率は99%となっており、ほとんどの世帯に水道水を供給しています。
- 村内においては、現在8か所の水源で地下水をくみ上げています。「安全でおいしい水」を供給するため、水道法に基づき毎年水道水質検査計画を定め、水質検査を実施し、水の安全性を確保しています。

### 【具体的な施策】

- ① 老朽管の布設替えの実施
  - ・ 老朽管及び鉛管の布設替えを計画的に実施します。
- ② 災害に強い水道設備の整備
  - ・ 水道施設の耐震化を検討し整備します。
  - ・ 複数配水池からの給水が行えるように配水管網の見直しを行います。
  - ・ 水源等監視システムの更新を行います。
- ③ 健全経営の推進
  - ・ 経費の節減に努め、安定した経営を実施します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値 | 目標値(令和6年)            |
|------------|-----|----------------------|
| 老朽管の布設替え延長 | 2km | 10km以上<br>(R3年からの累計) |

(1-4-3)

### 3. 水質保全と生活排水浄化施設の整備



#### 【4年後のめざす姿】

- 水環境が豊かな村として発展していくため、「水環境・資源循環のみち 2015」構想に基づいて浄化槽を含む生活排水処理施設の機能や利用者の利便性・快適性を維持し、適切な維持管理のもとに生活排水対策を行います。
- 河川の水質向上に向けて森林の保全や環境型農業への転換、河川の自浄作用の回復を図ります。

#### 【現状と課題】

- 本村は、天竜川水系、富士川水系の最上流部に位置し、村内を流れる河川は諏訪湖に流入しています。下水道の整備により、生活排水による河川への負荷は軽減されていますが、下水道整備区域外への浄化槽は年間約30基が新しく設置されています。
- 平成13年の浄化槽法改正以前に建築された住宅については、単独処理浄化槽が設置されている状況であり、合併処理浄化槽への転換が進まない状況にあります。また、浄化槽の中には維持管理が不十分なものもあります。
- 生活排水以外の河川の汚染源として、農地から流出した窒素等肥料分の流入が問題になっています。

#### 【具体的な施策】

- ①河川等の水質検査の継続実施
  - ・河川の水質検査を毎年実施します。
- ②浄化槽設置者への適正な維持管理意識の啓発
  - ・下水道整備区域外の既存住宅に対し、合併処理浄化槽への切り換えの推進及び浄化槽の維持管理の徹底を図ります。
- ③下水道整備区域外のし尿・生活排水の処理
  - ・地勢や使用状況等に合った、し尿・生活排水処理施設の導入を検討。
- ④浄化槽排水の処理方法の研究
  - ・国、県の基準を参考にしながら、今後の浄化槽排水処理方法について研究します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|------------|-----|-----------|
| 合併処理浄化槽清掃率 | 15% | 45%       |

(1-4-4)

## 4. 下水道事業の運営管理



### 【4年後のめざす姿】

- 下水道施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性を維持します。
- 下水道事業の健全経営を推進します。

### 【現状と課題】

- 下水道事業は、昭和60年度から、諏訪湖流域関連特定環境保全公共下水道事業として整備を進めてきました。整備事業が終了し、今後は施設維持管理を計画的に行っていきます。

### 【具体的な施策】

- ①下水道接続率向上のための啓発活動の推進
  - ・訪問や文書により効果的に接続をお願いします。
- ②計画的な管路調査による維持管理の推進
  - ・管路の長寿命化のため、破損箇所の早期発見修理、適正な維持管理を実施し維持管理費の縮減を図ります。
- ③下水道使用料の適正な料金体系の検討
  - ・適正な下水道使用料を検討します。
- ④健全経営の推進
  - ・経費の節減に努め、安定した経営を実施します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|-----------|-------|-----------|
| 下水道接続率の向上 | 98.6% | 99%       |



(1-5-1)

## 第5項 自然と調和した居住環境の整備

### 1. 住宅用地の確保



#### 【4年後のめざす姿】

- 人口減少対策と少子化防止のため、村の中心に近い場所に若い子育て世代の移住・定住促進のための優良で安価な住宅地の確保を推進します。
- 耕作不適地の転用を推進するとともに、住宅用地の需要と民間事業者による住宅用地供給のバランスを見極めながら、本村に転入を希望する人々の受け皿としての住宅団地の整備を検討します。
- 分譲住宅用地以外にも若年層を中心とする生産年齢人口の移住・定住の促進に効果的な公営住宅用地の確保と建設を検討します。

#### 【現状と課題】

- 住宅用地の確保は、人口の減少に歯止めをかけ、村の持続性ある発展のため重要な課題です。
- 払沢上フラワー団地の分譲価格を見直し（値下げ）販売したが、完売に至っていません。
- 民間事業者による宅地開発が活発に行われています。
- 原山地区、上里地区は人口が増加しており、八ヶ岳中央高原の森林地帯への転入が顕著です。
- 本村の人口は現在横ばい状態ですが、核家族化等によって世帯数は増加しており、村の人口維持のためには今後も新たな住宅地の確保が必要です。

#### 【具体的な施策】

- ①払沢上フラワー団地の分譲促進
  - ・ホームページや広報媒体による PR を行い、早期完売を目指します。
- ②新たな住宅団地整備の検討
  - ・若い子育て世代の移住・定住を促進するため、住宅用地による住宅団地供給のバランスを見極めながら、村の中心に近い場所に優良で安価な住宅団地の造成を検討します。
- ③耕作放棄地等を中心とした住宅用地への転用推進
  - ・新たな住宅の確保の一環として、耕作放棄地や耕作不適地の住宅用地への転用を推進します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名          | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|--------------|------|-----------|
| 新たな住宅団地の分譲開始 | 0 区画 | 5 区画      |

(1-5-2)

## 2. 住宅対策の拡充（重点施策）



### 【4年後のめざす姿】

- 少子高齢化のなかで村を維持し活力ある地域をつくるため、さらなる若者の移住・定住を促進するため、住宅地整備を充実します。
- 近い将来発生すると想定される東海地震、東南海地震、首都圏地震等から、住民の生命、財産を保護するため、耐震診断や耐震補強工事を促進します。
- 空き家を利活用しながら、移住・定住へ繋げていきます。

### 【現状と課題】

- 令和元年度における一般住宅の建築工事届の件数は 59 件で、内新築件数は 55 件です。村営住宅については、低所得者向けの公営住宅 6 戸、中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅 8 戸があります。
- 空き家対策について具体的な施策がなく、物件はあってもあまり利活用されていません。

### 【具体的な施策】

#### ①住宅耐震改修事業

- ・ 建築年が昭和 56 年以前の本造建築物を対象に耐震診断と耐震補強工事を推進するための補助を実施します。

#### ②空き家の利活用

- ・ 空き家を利活用するための補助支援を検討します。
- ・ 空き家を利活用した就農体験やリノベーション体験イベント、若者定住シェアハウス等の検討をします。

### 【施策の達成指標】

| 項目名                | 現状値 | 目標値（令和 6 年）               |
|--------------------|-----|---------------------------|
| 移住・定住を促進するための事業の策定 | 未策定 | 空き家等を利用し、定住促進につながる補助制度の策定 |

(1-5-3)

### 3. 各種規制の検討



#### 【4年後のめざす姿】

●優れた住宅環境やまち並みの保全を図るため、新たにきめ細かな開発基準等の整備を行い、統一のとれた制度として推進していきます。また、新たに行われる大規模な宅地開発等においては、建築協定等を結び、自然環境や景観、生活環境に配慮した住宅地の形成を図ります。さらに、住宅の増加等を考慮すると、計画的な土地利用を進め無秩序な開発を防止するため規制等についても検討します。

●うるおいのある住宅地を形成に向け、建築ガイドラインや住民協定等を検討します。

●住みやすくうるおいのある住環境を創出するには、住民の弛みない努力が必要であることを啓発します。

#### 【現状と課題】

●居住環境の保全については、「長野県景観条例」や「原村環境保全条例」により、開発に関する規制を行い、乱開発の抑制と良質な居住環境の維持に努めています。

●太陽光発電は自然エネルギーの優れた活用方法ですが、地上設置型の太陽光発電施設については景観や環境への影響を考慮して、「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づき事業が行われています。

#### 【具体的な施策】

①原村環境保全条例に基づく適正な規制と誘導

- ・引き続きホームページなどで条例を周知し、居住環境の向上を図ります。
- ・事業用の太陽光発電施設等について、「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づいて、景観や周辺の環境に配慮した施設となるように誘導していきます。

②自然環境や景観、生活環境に配慮したうるおいのある住宅地の形成

- ・原村環境保全条例の見直しや景観計画の策定により、景観や生活環境に配慮した住宅地の形成を推進します。
- ・景観を損ねる違反広告物が設置されないように努めます。

③各種条例等の導入に関する検討

- ・居住環境の向上に対する住民ニーズを把握したうえで、規制等を検討します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名                 | 現状値 | 目標値（令和6年）               |
|---------------------|-----|-------------------------|
| 良質な住環境を創出するための施策の検討 | 未策定 | 開発指導基準の作成等、原村環境保全条例の見直し |

(1-5-4)

## 4. 公園・緑地・水辺空間の整備促進



### 【4年後のめざす姿】

- 安心して子育てが出来る環境を整えるため、子どもを遊ばせながら大人も憩う事が出来る公園の整備や既存公園の見直しを検討します。

### 【現状と課題】

- 各地区に広場やグラウンドを整備し、地区管理のもと利用されています。
- 本村の河川は急しゅんで川幅が狭いため、親水広場等の設置は阿久川の一部に限られています。

### 【具体的な施策】

- ①自然と暮らしが調和した公園・緑地等の整備促進
  - ・おらほうのむらづくり事業を活用し、住民参加の公園緑地の整備を進めます。
  - ・コミュニティ助成事業を活用し、自然と暮らしが調和した公園、緑地の整備を推進します。

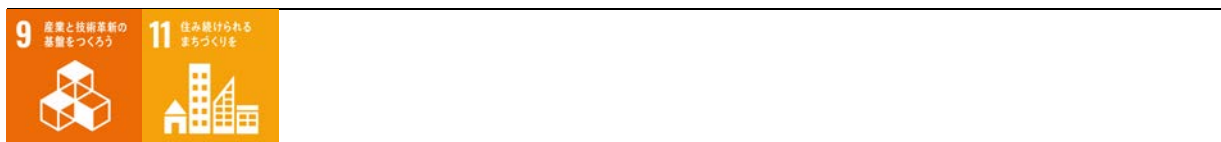
### 【施策の達成指標】

| 項目名                        | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|----------------------------|-------|-----------|
| おらほうのむらづくり事業・コミュニティ事業の活用件数 | 2件（年） | 3件（年）     |

(1-6-1)

## 第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備

### 1. 主要地方道・県道の整備促進



#### 【4年後のめざす姿】

- 地元住民から切実な要望のある拡幅改良や歩道設置等の事業化を図るため、関係機関と連携し、地権者の理解が得られるよう調整を図ります。
- 道路管理者である県と情報交換・提供、要望等緊密に連携をとり、住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。
- 国道20号坂室バイパスへの接続の円滑化を図ります。

#### 【現状と課題】

- 主要地方道・県道は村内の各集落を結び、さらに他市町や諏訪南インターへも連絡しています。
- 幹線道路である県道は、一部集落内に未改良区間があり、交通環境の悪化を招いており、諏訪建設事務所等と連携し、住民の理解と協力を得て、拡幅改良や安全施設の整備が必要です。
- 集落内を通過する部分は、2車線化の改良がおおむね完了していますが、集落内を通過する道路の一部に用地買収困難な箇所が残っています。

#### 【具体的な施策】

- ① 県道弘沢茅野線、宮川・坂室のJRガード下の拡幅改良
  - ・茅野市へ接続する幹線道路(緊急輸送路)JRガード下は交互通行状態であるため、早期代替ルート<sup>①</sup>の検討が実現できるよう関係機関へ要望します。
- ② 主要地方道・茅野北杜葦崎線の歩道設置(中新田地区内)
  - ・県と連携を図りながら、歩道設置事業が円滑に進むよう取り組みます。また事業採択延長の拡大も検討します。
- ③ 一般県道・神ノ原青柳停車場線の歩道設置(弘沢)
  - ・県と連携を図りながら、早期に歩道設置事業が円滑に進むよう取り組みます。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名                 | 現状値 | 目標値(令和6年) |
|---------------------|-----|-----------|
| 一般県道・神ノ原青柳停車場線の歩道設置 | 0m  | 300m      |

(1-6-2)

## 2. 村道の維持管理と整備促進



### 【4年後のめざす姿】

- 安全で円滑に走行でき、他地域へのアクセス向上対策を図るため、合理的な整備を検討します。
- 道路構造物の老朽化が進行していますので、早期に現状を把握し、点検・診断・措置・記録によりメンテナンスサイクルの構築を図り、老朽化対策に取り組めます。
- 橋梁等の長寿命化計画策定に向けた取組みを実施し、適切なメンテナンスを行うとともに長期的なコスト圧縮を図り、予防保全型の維持管理に努めます。

### 【現状と課題】

- 村道は、計画的に整備を進めていますが、幹線道路の一部に未改良区間があり、今後も取り組む必要があります。
- 諏訪南インターに直結するズームライン、エコラインなどは大型車の交通量が増加し、道路舗装の損傷等がみられ、早期対策が必要となっています。
- 茅野市から富士見町方面への通勤車両は、一部の時間帯に渋滞箇所が生じており交差点改良等対策が求められています。
- 平成 26 年に道路法が改正され、全ての橋梁について 5 年に 1 回点検を実施することが義務化されました。

### 【具体的な施策】

- ①茅野市、JR 青柳駅へつながる道路の拡幅改良（御狩野判之木線）
  - ・茅野市と行政界を跨ぐ道路であるため、茅野市と連携しながら整備を図ります。（未改良区間 原村 88m、茅野市 98m）
- ②中央道側道の拡幅改良
  - ・未改良区間の早期事業化に向け、調査、検討します。
- ③村道の計画的な整備の促進
  - ・道路舗装状況や住民要望等を考慮しながら計画的な修繕、整備を行います。
- ④道路等の老朽化対策
  - ・橋梁は 5 年に一度、近接目視による点検を実施し、舗装、照明等は点検・調査を実施してメンテナンスサイクルの構築を図ります。
- ⑤橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の保全
  - ・村内の全 124 橋については平成 30 年度に第 1 期目の長寿命化計画を策定し修繕を行っていますが、改めて第 2 期目の長寿命化計画を策定して全橋梁を対象にした修繕計画策定に向け、取り組めます。

**【施策の達成指標】**

| 項目名                  | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|----------------------|-------|-----------|
| 橋梁点検、診断の結果に基づく計画的な修繕 | 5 橋   | 12 橋      |
| 舗装道路の整備(舗装率)         | 56.2% | 58.0%     |

(1-6-3)

### 3. 交通安全と道路環境の整備



#### 【4年後のめざす姿】

- 道路体系の見直しによる交差点改良、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。
- 関係団体や地域住民と連携し、現地に適合した安全施設を整備するとともに関係機関に要望します。
- 歩行者については、高齢者や障がい者等誰でも安心して歩けるようにするため、歩道や道路照明の設置について検討します。
- 関係機関と協力し、通学路の危険箇所の点検、横断歩道の設置要望等を行ないます。
- 交通事故防止については、継続的な活動を行う事が必要であるので、普及・啓発活動を継続し、交通安全意識の高揚を図るとともに、学校・PTA などあらゆる機会をとらえ、交通安全教育の推進を図ります。
- 冬期間における交通安全を確保するため、道路の除雪・融雪体制の充実を図り、安全な道路環境の整備を推進します。

#### 【現状と課題】

- 安全で快適な交通を確保するため、危険箇所における安全対策、安全設備の整備に努めています。
- 村内の事故件数は減少傾向にありますが、年間に 20 件前後の交通事故が発生し、死傷者は 30 人前後となっています。
- 本村は寒冷地で、冬期間は降雪や凍結により、交通上の支障や交通安全上の危険が伴います。

#### 【具体的な施策】

##### ①交通安全施設の計画的な整備

- ・通学路や歩行者が多い村道で用地的に歩道が設置できない箇所については、ドットライン、歩行者専用のグリーンラインを設置します。
- ・交差点については路面標示、歩車分離用ポールを設置、滑り止め舗装工事等の安全施設を整備します。

##### ②安定的・継続的な除雪体制の確保

- ・諏訪建設事務所除雪連絡会議と連携し、除雪体制の強化、除雪作業の効率化を図るとともに道路情報の収集と提供に努めます。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値                  | 目標値（令和 6 年）     |
|------------|----------------------|-----------------|
| 年間交通事故発生件数 | 17 件<br>(H27～R 元の平均) | 17 件（直近 5 年の平均） |



(1-6-4)

## 4. 公共交通の充実（重点施策）



### 【4年後のめざす姿】

- 暮らしやすい地域づくりのため、住民ニーズに応えた、交通体系の構築を目指します。
- 高速バスと公共交通との連携を図り、利便性向上を目指します。
- 高速バス会社とタクシー会社等民間業者と連携し利便性向上を目指します。
- デマンド型乗合タクシーやライドシェアの導入等、実情に合った交通手段の見直しを目指します。

### 【現状と課題】

- 茅野市と原村が「茅野市・原村地域公共交通活性化協議会」を設置し、運行事業者が国庫補助を受け運行していますが、赤字分は村が補てんしています。  
しかし、国庫補助金の減少に伴い赤字補てん額は年々増加しています。
- 本村の公共交通は、通学通勤や病院への通院等住民の生活を支えるため、平日の定時定路線運行を行っています。現在は、茅野駅から原村払沢車庫までの「穴山・原村線」、朝晩の役場までとすずらんの里駅までの「セロリン号」による通学通勤支援便、村内を4方向に循環する原村循環線を運行しているが、利便性の高い公共交通手段の検討はできていません。
- 地域の要望により交通弱者に配慮したフリー乗降の設置や、通学通勤支援便等の充実を図ってきた一方、公共交通空白地域への路線拡大も必要に迫られています。
- 高速バスは、利便性・経済性に優れ多くの方が利用していますが、高速バス停までの公共交通の利便性が低く、利用者の多くは自家用車を使用しています。
- セロリン号が1日4便「中央道原バス停」にアクセスしているが、時間帯等ニーズに合った交通手段の検討が必要です。
- 高速バス利用推進のため、平成29年までに45台分の駐車場を整備しました。今後については、必要に応じ駐車場の拡充・確保を検討します。

### 【具体的な施策】

#### ①持続可能な公共交通の利用促進

- ・利用意向アンケート、地域懇談会、調査事業所の検証結果等に基づいて路線・ダイヤを見直し、公共交通の利用促進を図ります。
- ・住民の方に利用方法等の周知を改めて行います。

#### ②他の公共交通との連携の検討

- ・電車や高速バスなど他の公共交通と接続する利便性の高い公共交通手段を検討します。

③高速バス利用者用の駐車場整備

- ・高速バス利用者用駐車場の利用状況等を鑑みながら、拡充の必要性を検討します。
- ・利用者の利便性を図るため、駐車場の外灯を整備します。

④高速バス停におけるタクシー情報の充実；

- ・高速バス停からの移動手段を確保するため、タクシー情報の充実を図ります。

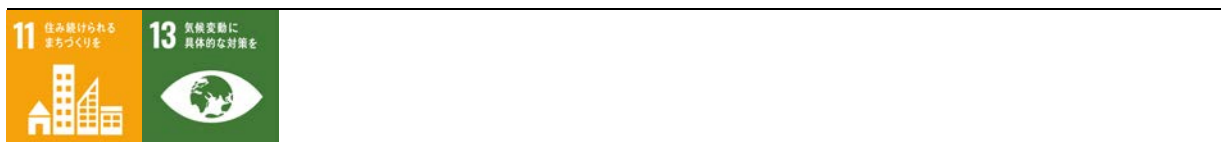
**【施策の達成指標】**

| 項目名           | 現状値      | 目標値（令和6年） |
|---------------|----------|-----------|
| ゼロリン号利用者数（延べ） | 18,862 人 | 20,000 人  |
| 高速バス停駐車場の外灯設置 | 0 灯      | 4 灯       |

(1-7-1)

## 第7項 安心して暮らせる村づくり

### 1. 消防力の強化



#### 【4年後のめざす姿】

- 消防施設・設備の計画的充実により効果的な消防体制づくりを進めます。
- 農閑期や冬季等の減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備を行います。
- 魅力ある消防団となるよう検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向上を図ります。
- 大規模な災害に対処できる消防団員を確保するとともに、災害時における消防団員 OB や地域住民との協力体制の整備について積極的に研究、推進していきます。
- 装備面においても、計画的な更新を図っていきます。

#### 【現状と課題】

- 本村の消防体制は、諏訪広域消防（常備消防）と原村消防団（非常備消防）の2つの組織により運営されています。
- 村内の消防水利は、防火貯水槽 85 基、防火貯水池 3 か所、消火栓 641 基を中心に整備されており、他は河川等の自然水利となっています。
- 原村消防団は、現在 4 分団、団員 200 名で組織されており、ポンプ操法大会等を通じ、消火訓練や水防訓練等の訓練を重ねています。また平常時においては火災予防広報、防火診断等に従事し、広範囲な消防活動にあたっています。しかし、消防団員の多くが村外勤務者で、迅速な招集や新入団員の確保が困難になっています。
- 現在、ポンプ車 1 台・小型動力ポンプ付積載車 9 台が各分団に配備されています。

#### 【具体的な施策】

- ①防火貯水槽と消火栓の設置促進
  - ・防火貯水槽、消火栓の整備を計画的に行います。
- ②消防団員の確保と育成
  - ・消防団 OB の再入団と、女性消防団員の確保を図ります。
  - ・消防団員の技術練磨に努め、災害に対応します。
- ③消防車両の更新
  - ・消防車両の計画的な更新と小型軽量化を図ります。
- ④消防屯所の更新
  - ・消防屯所の計画的な更新と耐震化を図ります。

**【施策の達成指標】**

| 項目名       | 現状値        | 目標値（令和6年） |
|-----------|------------|-----------|
| 女性消防団員数   | 7人         | 8人        |
| 消防車両の更新台数 | 7台（5台更新済み） | 2台（4年間累計） |
| 消防屯所の更新数  | 2棟（1棟更新済み） | 1棟（4年間累計） |

(1-7-2)

## 2. 防火意識の高揚



### 【4年後のめざす姿】

- 個人住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置率 100%を目指し、指導・広報を行います。
- 防火意識を高めるため、行政区単位の防災訓練に合わせ消火訓練を行います。また、各事業所への防火指導を徹底します。

### 【現状と課題】

- 近年、住宅火災による特に高齢者の死傷者が増えており、消防団員による一人暮らし高齢者家庭訪問や、高齢者住宅の防火診断を実施し、火災の未然防止を促進しています。
- 消防署と消防団が協力し、火災予防の広報等防火意識の高揚に努めています。

### 【具体的な施策】

- ①一人暮らし高齢者家庭訪問の実施
  - ・一人暮らしの高齢者住宅を訪問し防火診断を行い、火災の未然防止を促進します。
- ②住宅用火災警報器の設置促進
  - ・住宅用火災警報器の設置促進のため広報活動と設置の指導を行います。
- ③原小学校2年生による防火広報の実施
  - ・原小学校2年生により村内各事業所を訪問し、防火について呼びかけを行い防火意識の高揚を図ります。
- ④消火訓練の実施
  - ・各地区で行われる防災訓練に合わせ消火訓練を行います。

### 【施策の達成指標】

| 項目名         | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-------------|-----|-----------|
| 住宅用火災警報器設置率 | 78% | 80%以上     |

(1-7-3)

### 3. 防災体制・対策強化（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 災害に対して、住民、地域及び村がそれぞれの役割に基づき迅速に対応できる「災害に強い村」を目指します。

#### 【現状と課題】

- 本村は、過去の集中豪雨・台風に伴う河川の氾濫や大雪等により甚大な被害を受けました。こうした自然災害に対処するため、防災対策の強化に取り組んできました。
- 本村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域に指定されました。
- 東日本大震災及び長野県北部地震、長野県神城断層地震等大きな地震の際、本村でも大きな揺れを観測しました。
- 近年、地震をはじめ気候変動に伴う風水雪害等の自然災害や、武力攻撃事態等の特殊災害へ備え、住民の生命、身体及び財産の保護への取組みが増々重要視されており、住民の関心も高まっています。
- 国の地震防災対策を反映して、令和2年度に原村地域防災計画の改定業務を行いました。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、国や県などからの情報を踏まえ迅速かつ的確な対応が求められています。

#### 【具体的な施策】

##### ①防災意識の高揚

- ・防災訓練や各種講習会、広報紙等による情報提供、啓発活動により、住民の防災意識を高めます。
- ・防災訓練や自主防災組織等、防災活動への積極的な参加促進を図ります。
- ・自主防災組織等の担い手として「防災」の養成に取り組みます。

##### ②連携体制の強化

- ・区・自治会や自主防災組織等の地域団体と連携し、災害時要援護者の支援等、地域における防災体制と地域防災力の向上を図ります。
- ・災害時における情報伝達手段を拡充し、住民をはじめ消防・警察等の関係機関との連携を強化します。
- ・原村おらほうの村づくり事業、原村自主防災組織防災活動支援補助金等を活用し、自主防災組織の体制強化を推進します。

### ③防災対策の強化

- ・原村地域防災計画の見直しと計画の推進を図ります。
- ・災害発生時を想定した業務継続計画を策定します。
- ・対策本部や防災・危機管理担当部署の強化を図り、災害や感染症等に対して迅速かつ的確に対応します。

### ④緊急物資及び応援体制の確保

- ・緊急時に備え、食糧や医薬品、防災資機材等を備蓄します。
- ・災害時の応援（支援）協定等の締結により、応援体制を確保します。

### ⑤住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進

- ・大規模地震が発生した際に、家屋の倒壊による被害を最小限に止めるために、住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

## 【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|------------|-------|-----------|
| 自主防災組織の団体数 | 14 団体 | 15 団体     |

(1-7-4)

## 4. 地域安全体制の確立



### 【4年後のめざす姿】

- 警察や防犯指導員等の協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地域ニーズに即した防犯灯の設置を推進し、広報活動や防火・防犯パトロールなどを通じ、地域安全意識の高揚に努めます。
- 「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民一人ひとりに地域の安全を考えてもらい、防犯意識の高揚、醸成を図ります。
- 保護者、学校、地域が連携し、子どもを犯罪から守ります。

### 【現状と課題】

- 地域社会における近隣住民同士の綿密な関係が薄れ、犯罪を未然に防ぐ防犯抑制機能が低下している状況を踏まえ、改めて地域全体での地域安全体制の確立が課題となっています。

### 【具体的な施策】

- ①防犯灯の設置等の推進
  - ・地区の要望をふまえ、防犯灯の設置及び修繕に対して助成支援します。
- ②地域安全活動の推進
  - ・防犯診断・街頭広報等により、防犯意識の高揚と犯罪防止を図ります。
  - ・緊急メールなどによる犯罪発生状況や防犯対策に関する情報提供を行い、住民の犯罪に対する関心と対策を促進します。

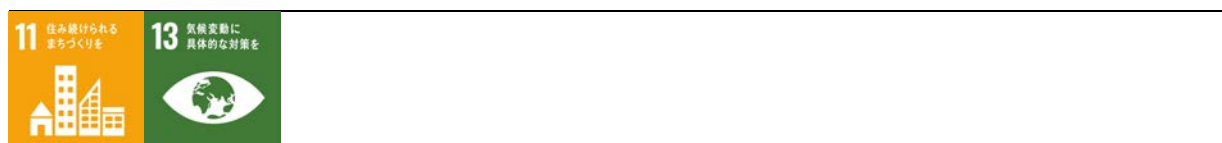
### 【施策の達成指標】

| 項目名            | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|----------------|------|-----------|
| 街頭広報           | 年4回  | 年4回       |
| 緊急メールの登録者数（防犯） | 846人 | 2,946人    |



(1-7-5)

## 5. 治山事業と河川改修の推進



### 【4年後のめざす姿】

- 地球温暖化が進展し、極端な大雨や強度な台風の頻度の増大、激甚化が懸念されています。危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、迅速かつ的確に復旧事業に取り組みます。

### 【現状と課題】

- 村内の保安林は、水源かん養保安林 108ha であり、保安林の大部分は立場川溪谷を保全するものです。
- 治山事業については、災害復旧、災害の未然防止事業を実施してきました。近年、水源のかん養、自然環境、生活環境の保全、山地災害の防止等、森林のもつ公益機能の充実が必要となっています。
- 原村には、3つの一級河川と16の普通河川があり、そのうち6河川が砂防指定を受けています。河川改修は、ほ場整備事業の進捗により、概ね改修工事は終了しています。しかし、ほ場整備事業区域外の場所においては未整備の箇所があり、護岸整備が進められています。
- 各河川は、洪水時には護岸崩壊や沿線の農地等への被害が発生する恐れがあります。河川改修については、国・県等の関係機関との連携を図りながら、河川整備と安全の確保に努めてきました。

### 【具体的な施策】

- ①危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施
  - ・毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、状況の把握と住民への周知を行います。
  - ・警報が発令された場合は、状況を判断しつつ速やかにパトロールを実施し、状況把握に努めるとともに、必要に応じてパトロールの結果を住民に迅速に周知します。
- ②災害発生後の迅速かつ確かな災害復旧への取り組み
  - ・パトロール及び区や住民からの通報により状況を把握し、県と連携を取りながら迅速に災害復旧を実施します。
- ③住民からの情報提供
  - ・災害の発生が予想される場合は、有線放送で周知するとともに情報提供を依頼します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名     | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|---------|-----|-----------|
| 危険箇所の把握 | 年1回 | 年1回       |

(1-7-6)

## 6. 消費生活の安全と向上



### 【4年後のめざす姿】

- 高齢者が特殊詐欺被害にあわないよう啓発活動を推進します。
- 消費者の利益を保護するためより速い情報提供に努めます。

### 【現状と課題】

- 近年の経済社会のグローバル化や高度情報化社会の進展等に伴う、モノ中心の消費から通信等サービスへのシフト、高齢化社会の進展等、消費者を取り巻く環境は、多種多様化し、消費者問題も複雑高度化しています。特に高齢者を狙った悪質商法による消費者被害や特殊詐欺の被害は後を絶たない状況となっています。

### 【具体的な施策】

- ①消費生活情報の提供
  - ・啓発文書の配布等により、住民の意識高揚を図ります。
- ②消費者組織や消費生活サポーターの育成及び「見守り」活動の推進
  - ・県等が開催する講座やセミナーの情報を提供します。
  - ・子ども・高齢者安全対策ネットワーク会議の開催や消費生活サポーターの登録数を拡充し、見守り体制の強化を目指します。
  - ・地域で取り組む高齢者の「見守り」を強化し、特殊詐欺被害等の未然防止の推進に努めます。
- ③消費生活相談体制の確立
  - ・消費生活センターと連携を図り、相談窓口機能の強化を図ります。

### 【施策の達成指標】

| 項目名            | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|----------------|-----|-----------|
| 消費生活サポーターの登録者数 | 7人  | 10人       |

(1-7-7)

## 7. 住民相談の充実



### 【4年後のめざす姿】

- 国、県等の専門機関との連携を強化し、各種相談体制の周知や人権意識の高揚のため学校・地域・職場等のあらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- 住民が安心して暮らしていくために、法律、人権、行政、心配ごとに関する無料相談所を定期的に開設していますが、生活形態の都市化、多様化に伴い、相談内容も専門的、複雑化していく傾向にあります。
- 高齢者が抱える法律問題としては財産管理や遺言・相続問題等が増加してきています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害も後を絶たず大きな問題となっています。
- 国民の基本的な人権は憲法で保障されていますが、私たちの周囲には、社会的に不平等な扱いを伴うさまざまな問題が少なからず存在しています。
- 村では定期的に行政相談を行っています。委員の認知率は全国的に低く、当村の相談件数も伸びていない状況です。

### 【具体的な施策】

- ①相談体制の充実
  - ・弁護士による無料法律相談をはじめ、人権擁護委員による人権相談、行政相談委員による行政相談を開催します。
- ②広報、啓発活動
  - ・各種相談について、積極的な広報・啓発を行うことにより認知率を高めていきます。
- ③心配ごと相談体制の充実
  - ・住民が安心して相談に来られるよう、民生委員による心配ごと相談所を開設し、相談体制の充実を図ります。

### 【施策の達成指標】

| 項目名           | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|---------------|------|-----------|
| 無料法律相談の平均相談件数 | 4件／回 | 5件／回      |

(2-1-1)

## 第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり

### 第1項 生涯学習の体系化と機会の充実

#### 1. 生涯学習機会の提供と支援（重点施策）



##### 【4年後のめざす姿】

- 住民の学習意欲に応じた各種講座、学級等の事業実施や、各種学習グループの育成に努めるとともに学習活動の継続を支援し、生活文化や教養の向上をめざします。

##### 【現状と課題】

###### ●生涯学習の役割

自己実現や地域づくりのため、一人ひとりが自らの考えや行動に基づいて行う「学びの場」を通じ、生きがいをつくり豊かな人生をおくるために、生涯学習の果たす役割が重要になっています。

###### ●生涯学習の多様化、高度化

急速に変化しつつある社会において、住民の生涯学習に対する要求はより多様化、高度化しています。このため本村では、住民が生涯にわたっていきいきと暮らすために、公民館事業を中心に、乳幼児期から高齢期まで各年代層に応じた様々なテーマの講座や学級を開催し、生涯学習機会の提供と支援に努めています。

##### 【具体的な施策】

###### ①住民ニーズに応じた講座、学級の開設

- ・意見聴取、アンケートなどにより住民ニーズを反映した講座学級を開催します。

###### ②学習成果の継続支援

- ・公民館事業をきっかけとし、自主グループとして自らが学ぶ機会の充実を支援します。

##### 【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値        | 目標値（令和6年）  |
|------------|------------|------------|
| 公民館講座・学級開設 | 20 講座・3 学級 | 20 講座・3 学級 |

(2-1-2)

## 2. 図書館施設の充実と利用促進



### 【4年後のめざす姿】

- 諏訪地域6市町村、**長野県内**及び北杜市の図書館による図書資料の相互貸借し、利用者が求める情報提供の充実を図ります。
- 読書ボランティアグループ、子ども読書ボランティアグループの育成を図り、住民が図書館運営に参画し、子どもが子どもを育てる体制づくりを目指しています。
- 特色ある図書館運営に努め、**利用者の知識欲を満たす**雑誌等を重点的に収集するよう努めます。
- 小中学校との連携を図りながら、資料の購入調整、有効利用及び読書推進を図ります。
- 施設整備により多様な蔵書を収蔵するとともに、居場所としての閲覧席を整備します。
- 生涯学習施設として学習成果を発揮できる機会を創出するとともに、地域産業の発展を支援し、人づくり・地域づくりに努めます。

### 【現状と課題】

- **令和元**年度の個人貸出冊数は **120,660 冊**で、人口一人当たりの貸出冊数は **14.8 冊**となり県下で第3位となっています。また、諏訪広域公共図書館情報ネットワークを通じ、年度内に **10,400**点以上を借受け、資料の有効利用と利用者の利便性が図られています。
- 図書館は資料収集、情報提供の場の他に生涯学習施設としての役目を持っており、学んだ知識を実践するきっかけづくりとして、「米粉のベーカリー」やこめっこクラブが作成した「米粉のレシピ集」を貸し出し、米の消費・普及に貢献しています。
- 原村図書館ではボランティアグループのおはなし会を月1回の割合で開き、特に子ども読書ボランティアの育成に力を注いでいます。
- 原村図書館は閲覧席が少ないため、地域資料等も館外貸し出しを行っていますが、冷暖房設備もあり、居場所としての利用要望が多く、閲覧場所の確保が課題となっています。
- 近年、若者の読書離れや活字離れが問題となっています。

## 【具体的な施策】

### ①図書館の施設・環境の整備

(幅広い資料の収集、ネットワークの充実、居心地の良い環境づくり)

- ・廃棄基準に基づき適切・有効な資料廃棄を行なうとともに、地域資料及び幅広い資料の収集に努めます。
- ・閲覧スペースを確保するため、施設整備について検討します。

### ②諏訪広域図書館情報ネットワークシステムの充実及び定住自立圏との連携

- ・諏訪広域図書館情報ネットワーク及び定住自立圏の北杜市との連携を深め、資料の有効利用と利用者の利便性の向上を図ります。

### ③国立国会図書館及び県立図書館を利用した読書機会の充実

- ・国立国会図書館等のデータ配信を積極的に取り入れ、幅広い情報提供を行います。

### ④図書館サービスの充実

- ・利用者の意向調査やレファレンスによる相談体制を充実し、読書に親しむ機会を増やします。
- ・朗読CDなどを活用し、高齢者、障がい者への情報発信を進めます。
- ・おはなし会等の開催や特色ある図書の充実を図ります。
- ・知識を実践できる機会を創設し、問題解決型の施設運営に取り組めます。
- ・産業支援を目的に図書資料の収集、活用を行います。
- ・年齢に合わせたおすすめ本リストを作成し、読書に対する興味関心を高めます。

### ⑤ボランティアグループとの協働

- ・ボランティアグループとの協働で、おはなし会、クリスマス会、図書館まつりなどを行います。
- ・第2次子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書ボランティアの育成を図り、子どもが子どもを育てる体制を整備します。

### ⑥図書館利用のPR活動

- ・図書館利用のPR活動を行い、図書館資料の利用促進を図ります。

## 【施策の達成指標】

| 項目名          | 現状値    | 目標値（令和6年） |
|--------------|--------|-----------|
| 住民一人当たり年間貸出数 | 14.8 冊 | 15.3 冊    |

(2-1-3)

### 3. 村づくりを担う人材の育成



#### 【4年後のめざす姿】

##### ●学習成果を生かせる人材の育成

自らが学びによって得た成果を社会に還元していくことも生涯学習の重要な役割です。

社会教育で学んだ成果を生かしつつ、各分野において能力、特技を持っている方の発掘を行い、既存の社会教育等の指導者も含め、ボランティアの精神をもって学校教育や地域づくりの学びの場で指導者的活動ができる人材の確保に努めます。

また、様々な学習活動への企画調整を行うコーディネート機能を確立する取組みを図ります。

#### 【現状と課題】

今日の急激な社会の変化と発展に対応するため、青少年期の学校教育による学びだけではなく、人間の生涯のあらゆる機会にわたり、様々な機関で行われる学習活動を生涯学習としてとらえ、その成果が村づくりを担う人材の育成につながる事が理想です。

#### 【具体的な施策】

##### ①各分野での特技・能力を持った人材の発掘

- ・情報収集の取組みを実施します。

##### ②優れた人材の村づくりへの活用

- ・小中学校をはじめとする各種機関との連携を図り、優れた人材が村づくりに参画できる機会の提供に努めます。

##### ③住民の要望に応じたコーディネート機能の推進

- ・職員の資質向上と、コーディネーター的機能を果たせるような人材の発掘と養成に努めます。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名              | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|------------------|-----|-----------|
| 生涯学習指導ボランティア登録者数 | 0人  | 5人        |

(2-1-4)

## 4. 社会教育関係団体の支援・育成・施設の活用



### 【4年後のめざす姿】

- 各種団体の地域での活動や社会参加の促進、文化協会の育成を図り、学習資料や学習情報の提供を行うとともに、住民、地域と協働し学習環境の向上に努めます。
- 中央公民館の講座等から受講者による公民館利用登録団体の立ち上げを図り、自主グループとしての活動が活発になるよう後継者育成も含め支援を行います。

### 【現状と課題】

生涯学習活動の活性化には、自主活動で運営するグループ・サークルが非常に大きな役割を果たします。中央公民館には、72の社会教育活動を行う利用登録団体があり、年間の公民館利用者数は、8,500人（令和元年度）となっています。また、地区の公民館を利用して活動している団体もあります。

近年高齢化による後継者不足や、集団学習離れなどから会員数は減少傾向にあります。

また、文化協会、女性団体連絡協議会、子ども会・子ども会育成会等の社会教育関係団体も公民館等を活用して活動しています。

### 【具体的な施策】

- ①学習場所の提供や学習資料・学習情報の提供
  - ・学習活動の拠点として中央公民館の利用促進を図ります。学習資料や学習情報を収集し、各種団体等への支援として情報提供できるよう努めます。
- ②地域活動・社会参加の促進
  - ・各種グループやサークルがボランティアなどで地域活動に積極的に参加するよう支援し、社会参加を促進します。
- ③地区館・分館活動の活性化
  - ・分館活動への支援を行い、活性化を図ります。
- ④文化協会の育成・支援
  - ・自主事業の開催、補助金の交付等を行い継続して支援を行います。

### 【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|------------|-------|-----------|
| 公民館利用登録団体数 | 72 団体 | 77 団体     |



(2-1-5)

## 5. 生涯学習・社会教育施設の充実



SDG s 目標番号

### 【4年後のめざす姿】

- 中央公民館建物の延命と利用者のニーズに対応した安全で利用しやすい施設づくりを行います。
- 各地区公民館分館等の安全面と利便性を考慮した施設づくりを支援します。

### 【現状と課題】

- 村内には公民館をはじめ、体育・スポーツ施設、図書館、博物館類似施設等社会教育の施設が整備されています。施設ごと、経年劣化による老朽化対策、防災対策等の維持補修を随時実施してきています。
- 本村の社会教育の中心的役割を担う中央公民館は年間延べ30,000人余りの利用がありますが、建築後40年以上経過し、老朽化とともに利用者のニーズに十分対応できない建物、設備となりつつあります。また、各地区の公民館分館等も老朽化対策、防災対策等を含め施設の充実が望まれる個所もあります。

### 【具体的な施策】

- ①中央公民館の改修や維持補修による利便性の向上
  - ・計画的な維持補修、設備、備品等の更新により利用者のニーズに対応し、利便性の向上を図ります。
- ②公民館分館等の施設整備に対する支援
  - ・引き続き公民館分館等の施設整備について補助事業による支援を行います。

### 【施策の達成指標】

| 項目名          | 現状値     | 目標値（令和6年） |
|--------------|---------|-----------|
| 中央公民館の年間利用者数 | 30,000人 | 31,000人   |

(2-1-6)

## 6. 家庭教育の充実



### 【4年後のめざす姿】

- 家庭教育は家族が子どもに対して行う教育で、子育ての基本であり原点です。子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断を身につけることは家庭教育の重要な役割です。これらの家庭教育の機能を回復させるため、子どもを取り巻くあらゆる機関が連携と統一的な意識をもって家庭教育の充実をめざします。

### 【現状と課題】

家庭教育の充実のため、中央公民館では就園前の親子を対象とした乳幼児家庭教育学級「子育て広場あひるクラブ」を開催し、家庭教育の原点である親子のきずなを深める教育を実施しています。また、少年期を対象とした、小中学校のPTAとの連携による講演会や、家庭教育の啓発ちらしなどの活用による家庭教育への支援を行っています。

#### ●社会状況の変化

核家族と、少子高齢化により家庭での教育力の低下が懸念されています。育児に関する情報不足による弊害や、少子化による過保護と過干渉、ネット依存、虐待、DV等家庭を取り巻く環境は家庭教育にとって厳しいものとなっています。

### 【具体的な施策】

#### ①学習機会の提供

- ・引き続き乳幼児家庭教育学級「子育て広場あひるクラブ」の開催や小中学校、健康、福祉分野との連携による学習機会の提供に努めます。

#### ②情報提供による啓発活動の推進

- ・家庭教育の中心となる「人づくり」に親が自信を持って取り組めるよう、関係機関と連携して情報提供を**行い**重要性の啓発に取組みます。

### 【施策の達成指標】

| 項目名              | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|------------------|-----|-----------|
| 家庭教育学級・講演会の年間開催数 | 14回 | 20回       |

(2-1-7)

## 7. 地域に育つ子どもたち



### 【4年後のめざす姿】

- 家庭や地域社会の教育機能を回復することにより、青少年に関係するあらゆる機関や高齢者・大人が連携をとり、青少年を見守り育てる地域社会を目指します。
- 青少年が地域社会において様々な人々とふれあう機会が持てるよう、体験型の学習活動を活用します。
- 関係機関の連携のもと青少年の非行を生まない地域づくりを図ります。

### 【現状と課題】

- 青少年を取り巻く社会的変化による規範意識の低下

未来を担う青少年が豊かな社会性と優れた創造性を培い、地域において健やかに成長していくことは誰もが願うことです。しかしながら、社会の変化とともに青少年を取り巻く環境は、悪い方向に影響を受けやすく、犯罪の低年齢化、いじめや暴力、ネット社会を介した事件や事故の増加、子どもの安全・安心の低下等に起因する青少年の問題は深刻な状況となっています。

これら青少年の規範意識の低下がもたらす様々な問題の背景には、地域社会全体の広範な場所で様々な要因が複雑に関係していると考えられています。

### 【具体的な施策】

- ①地域ぐるみの地区子ども会育成活動の活性化
  - ・地区の子ども会活動の更なる活性化について地区の伝統行事等を活用して取り組めるよう、事業活動への指導や助言援助を行います。
- ②安全安心な子どもの居場所や環境づくり
  - ・身近な地域において子どもの安全、安心が確立できるよう、高齢者・大人との交流機会の充実を図ります。
- ③各種機関の連携による体験型学習の充実
  - ・中央公民館の小学生を対象とした「ジュニア教室」などを中心に学校・家庭・地域との連携による体験型学習の機会の充実を図ります。
- ④青少年の住みやすい健全な環境を守るための啓発活動
  - ・青少年健全育成協議会、学校PTAなどの各種機関の連携により村内パトロール、非行防止の啓発活動を引き続き実施します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名             | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-----------------|-----|-----------|
| 連携による体験型学習年間開催数 | 16回 | 17回       |

(2-2-1)

## 第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進

### 1. 学校施設の整備充実



#### 【4年後のめざす姿】

- 学校施設は老朽化が進んでいるが、適時適切な改修・維持管理に努め児童・生徒が安全・安心して楽しく快適に学べる施設・環境整備に努めます。
- 空き教室の有効活用等を図り、児童・生徒にとって必要な図書や教材、教具等の計画的な教育環境の整備充実を図ります。

#### 【現状と課題】

- 本村の児童・生徒数は、徐々に減少し、小学校は平成10年の527人が平成20年に420人まで減少し、その後は増減を繰り返し令和2年には410人となっています。今後も微増減を繰り返しながら減少していくと予想され、学級数についても令和6年度から全学年が2学級となっていくと思われま。
- 小中学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、施設の環境を整えることが必要です。

#### 【具体的な施策】

- ①小・中学校校舎の長寿命化のための維持・改修工事
  - ・校舎の維持・改修工事を計画的に進め、長寿命化に努めます。
- ②小・中学校環境整備
  - ・学習環境の向上対策として、照明のLED化、エアコン導入を図ります。
  - ・木の剪定や除草等、中学校周辺の環境整備に努めます。
- ③中学校プール跡地利用の検討
  - ・プールの老朽化により小学校プールを共用することになったため、施設の除却と跡地利用について検討します。
- ④小・中学校のICT環境の整備、図書や教材、教具等の整備充実
  - ・教育環境の整備としてタブレット端末・大型モニター等のICT化を進め、デジタル教科書等の必要な図書や教材、教具等の整備を計画的に進めます。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名                | 現状値                | 目標値（令和6年） |
|--------------------|--------------------|-----------|
| 中学校プールの除却及び跡地利用の検討 | 中学校プール廃止決定<br>(R1) | 利用方法の決定   |

## (2-2-2)

# 2. 教育内容・方法の改善充実（重点施策）



### 【4年後のめざす姿】

- 共通の子ども観に立ち、子どもの可能性を引き出す環境づくりを推進し、生きて働く知識・技能を習得し、未知なることにも思考・判断・表現して向き合い、よりよい生き方を探究し続ける子どもの育成を図ります。
- 全教育活動を通して、道徳・人権教育、特別支援教育、ICT教育等の充実を図り、将来を担う人間性豊かな人材育成を目指します。
- 幼児段階から外国語に親しむ環境を整備し、国際交流の場を継続しながら、日本のみならず国際社会で広く活躍できる人材の育成を目指します。
- 「ふるさと原村」の文化・伝統・暮らし等を深く学び、よりよくしていこうとする資質を育む教育を通じて、子どもたちの郷土愛を深めます。

### 【現状と課題】

- 子ども観を揃えた幼保小連携・小中一貫教育を推進し、予測困難な社会を生き抜く力の育成に努めています。また、保育・授業改善を加速させ、すべての子どもに遊びや学びを保障する教育環境の整備を図っています。
- 道徳・特別活動を通じて、幅広い物の見方や考え方を養い社会に適合できる人材の育成や、中学生のホームステイによる国際交流を推進し、国際感覚を持った人材の育成を図っています。また、小学校の合唱団やリコーダークラブへの支援や、中学校での部活動への支援等を通じて、個性豊かな子ども達の育成に努めています。
- 幼少期から「ふるさと原村」に対する愛着を養い、学齢期においては、総合的な学習の時間を中核として郷土愛を育み、本村の将来を担う世代を育てることに力を注いでいます。

### 【具体的な施策】

- ①職員一人あたりの担当子ども数を少なくすることによるきめ細かな教育の推進
  - ・園と小中学校への村独自の職員配置を継続し、すべての子どもに居場所を保障する環境づくりを進めます。
- ②外国語教育・国際理解教育の推進
  - ・未就学児の外国語に接する機会を拡充し、外国語教育や国際理解教育の推進および充実を図ります。
- ③総合的な学習の時間・道徳・特別活動の支援
  - ・生きる力や働く意識を育てる教育（キャリア教育）の充実を図ります。

④中学生による国際交流の推進

- ・中学生のホームステイ事業を行い、国際交流を推進します。

⑤教職員の資質向上への支援

- ・幼保小中合同の職員研修会を開催し、教職員の資質の向上を図ります。

⑥幼保小連携・小中一貫教育の強化

- ・共通した子ども観と一貫した教育理念に基づいて、教科研究、交流事業等を実施します。

⑦ICT教育の推進

- ・一人1台のタブレットおよびWi-Fi環境の整備を進め、オンライン授業等の新しい学びを構築します。

⑧特別支援教育の充実

- ・成長に応じたきめ細かな学習指導の充実を図ります。

⑨地域学習「原村学」の推進

- ・原村に関する教養や誇りを高める学習カリキュラムの改善と実践を推進します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名           | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|---------------|-------|-----------|
| 小中学校の村費教職員の配置 | 中学校2人 | 小中学校3人    |

(2-2-3)

### 3. 地域社会との連携による教育の充実



#### 【4年後のめざす姿】

- 学校・家庭・地域が連携し、心豊かな児童・生徒の育成が図られるよう、地域に開かれ信頼される学校づくりを目指します。
- 地域・家庭との連携を深め、地域体験学習等を通してふるさとを知り、郷土を理解し郷土を愛する教育の充実により、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもの育成を図ります。
- 児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、自己肯定感を高めることにより生きる力の育成を図ります。
- 地域との連携と協力により子どもが外で遊ぶ機会を増やします。
- 地元食材を使用した学校給食の食育活動を推進します。

#### 【現状と課題】

- 学校・家庭・地域が連携し心豊かで健全な児童・生徒を育成し、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育て、若い人たちが本村へ帰ってくるような教育が求められています。特に、就学・就労や結婚等で地域外に出た若い人たちが本村に帰り積極的に活動する機会を与えることが、本村の持続可能な社会の維持のため重要な施策となっています。

#### 【具体的な施策】

- ①学校評議員会・コミュニティースクールの充実
  - ・学校評議員会を開催し、学校への意見や要望を取りまとめ、学校運営に反映します。
  - ・コミュニティースクールの充実を図り、学校教育への支援体制を強化します。
- ②小中学校ホームページの更新、学校便り・学級通信の充実
  - ・情報発信の充実を検討します。
- ③地域公開参観週間の実施
  - ・小中学校で実施し、地域に開かれた学校運営を進めます。
- ④地域人材の学校教育への活用支援
  - ・地域人材に関する情報を小中学校に提供します。
- ⑤あいさつ運動の展開
  - ・小中学校で地域の協力を得ながら、あいさつ運動を展開します。
- ⑥放課後における子どもの自主的活動への支援（放課後子ども教室の充実）
  - ・放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもの居場所の確保や自主的活動の支援を行います。
- ⑦地元食材提供団体と小中学校の交流促進や地産地消事業の支援
  - ・原つ子食材の会から安全安心な地元食材を購入し、学校給食の地産地消を支援します。



⑧地域での体験学習の推進

- ・地域体験学習等を通じて、地域との連携を図りふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育成します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名      | 現状値             | 目標値（令和6年） |
|----------|-----------------|-----------|
| 自己有用感の充実 | 61.3%<br>( R1 ) | 70%       |

(2-2-4)

## 4. 幼保小連携・小中一貫教育における各教育機関との連携強化



### 【4年後のめざす姿】

- 幼保小連携・小中一貫教育を推進し、子供の持つ無限の可能性を開花させるような環境づくりに取り組みます。
- 一人ひとりの児童・生徒に応じた教育・保育を推進し、ユニバーサルデザインによるインクルーシブ教育の実現に向けて、よりきめ細やかな個別支援に取り組みます。
- 「主体的・対話的で深い学び」の具現に向け、質の高い教育の実践を図り、将来を担う人材育成を目指します。

### 【現状と課題】

- 環境の変化に適応できず「小1プロブレム」「中一ギャップ」と言われる問題に陥ることなく、スムーズに学校生活を送ることができるように、幼稚園・保育所・小学校・中学校間での連携を充実させる必要があります。
- 幼稚園・保育所の幼児教育については、互いの教育内容や日々の指導方法について理解することが幼児教育を充実させるうえで重要です。

### 【具体的な施策】

- ① 園児と児童・生徒の交流教育の推進
- ② 保育士や幼稚園教諭と学校教職員との連携や交流研修の推進
- ③ 発達障害の啓発、児童生徒及びその家族への相談支援、学習支援の推進
- ④ 「原村教育研究会」の活動の充実
  - ・ 幼稚園・保育所・小中学校の関係者で構成する「原村教育研究会」において研修や情報交換を行い、子どもたちの成長過程をお互いに理解し幼・保・小・中の連携を深めます。
- ⑤ 保育所、小・中学校とこひつじ幼稚園、八ヶ岳中央農業実践大学校との交流促進
  - ・ 小・中学校と、こひつじ幼稚園・原村保育所や八ヶ岳中央農業実践大学校との交流を促進します。
- ⑥ 不登校傾向児童・生徒の生活及び学習支援の充実
  - ・ 幼保小中の連携・情報共有を密にすることで、不登校となる課題の解消に努めます。
  - ・ 精神的な事情により、学校に行くことのできない児童生徒を中間教室で受け入れ、生活及び学習の支援をします。

**【施策の達成指標】**

| 項目名           | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|---------------|-----|-----------|
| 「原村教育研究会」の開催数 | 年2回 | 年3回       |

(2-3-1)

## 第3項 芸術文化活動と地域文化の振興

### 1. 芸術・文化活動の充実



#### 【4年後のめざす姿】

- 中央公民館事業、原村文化協会事業等を中心に文化・芸術活動の継続と活性化を図ります。
- 歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）は、より親しみやすく魅力ある施設をめざして周囲の自然と調和した整備を進めるとともに、村内外の芸術家等による特別展を行い、何度来ても楽しめる美術館を目指します。
- 生活様式の変化に伴い無くなりつつある、知恵の結集とも言える民俗資料を展示し、昭和30～40年代の農家の生活復元を進めている原村郷土館は、今後も資料の収集と保存活用を行っていきます。
- 年々関心が高まっている機織りの体験学習は、より充実したものとし、住民参加による保存活用及び技術の伝承を図っていきます。

#### 【現状と課題】

- 文化・芸術活動の継承は地域づくりにとって大切に、人々の情操を豊かにする意味からも重要なものです。現在本村では、公民館活動や原村文化協会加盟団体を中心に、活動が展開されています。11月には、文化祭・芸能フェスティバルを開催し、住民の文化、芸術の発表の場所として活用されています。
- 八ヶ岳自然文化園は、自然とふれあいをテーマに造られた多目的施設であり、星の観察、宇宙展、昆虫展等を行うとともに、多様な芸術文化活動の拠点として有効活用しています。
- 歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）には、国の史跡である阿久遺跡をはじめ、村内遺跡から出土した土器・石器、原村出身の故清水多嘉示氏（芸術院会員文化功労者顕彰）の彫刻と絵画、同じく原村出身の故津金雀仙氏（日展審査員・日展評議員）の書等を常設展示し、香り高い文化の象徴となっています。

#### 【具体的な施策】

- ①住民の文化・芸術等の発表機会と場所の充実
  - ・文化祭・芸能フェスティバルなど発表機会の充実と作品展示の場所として公共施設等を有効に利用し、発表の機会を増やします。
- ②各種団体の自発的な活動推進
  - ・引き続き、各種団体の自発的な活動推進のため、公民館等が中心となり、学習情報と場所の提供に努めます。

③八ヶ岳自然文化園及び歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）における文化・芸術の活性化と集客の促進

・管理者の柔軟な発想による事業展開を図り、文化・芸術の活性化と施設の集客を図ります。

④原村郷土館における民俗資料の収集展示と体験施設としての確立

・原村郷土館における、民俗資料の収集展示と、機織りのみならず文化の体験施設としての充実を図ります。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名          | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|--------------|------|-----------|
| 機織り体験の年間体験者数 | 200人 | 250人      |

(2-3-2)

## 2. 遺跡の保存・整備と活用



### 【4年後のめざす姿】

- 原村埋蔵文化財収蔵庫に保管している膨大な資料は、縄文時代を研究するうえで極めて貴重なものであり、整理を進め公開を図っていきます。
- 国史跡指定の阿久遺跡は、当時の自然環境（雑木林）の復元を継続するとともに、阿久遺跡の内容を示す環状集石群や立石・列石等を中心とする復元を行い、また、四季折々の草木の植栽により誰もが気軽に立寄ることができる史跡公園として再生を図ります。
- 村史跡指定の臥竜遺跡には縄文時代の復元住居があり、学習の場や憩いの場として支障がないよう環境整備を行います。

### 【現状と課題】

八ヶ岳西麓に展開する本村は、98の遺跡が分布し、縄文の故郷や遺跡の宝庫といわれています。多くの遺跡は、記録保存を目的とした緊急発掘調査を実施し、極めて膨大な土器・石器をはじめとする資料が発見されています。

### 【具体的な施策】

- ①原村埋蔵文化財収蔵庫の公開
  - ・収蔵庫内部の整理を進めます。
  - ・申し込みに応じて随時公開します。
- ②阿久遺跡における針葉樹の伐採と公園化の推進
  - ・史跡保存活用計画及び史跡整備基本計画の策定を進め、史跡公園としての整備を推進します。
  - ・間伐等を継続し、併せて周辺の公有地化を図ります。
- ③臥竜遺跡における住民の協力による環境整備の継続
  - ・住民協働により、体験学習の機会として環境整備を実施します。
- ④「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信
  - ・八ヶ岳観光圏や近隣市町村の関係施設と連携して「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信を図ります。
- ⑤地域の特色ある埋蔵文化財発信
  - ・役場、小中学校に村内から出土した土器や石器などを展示し、住民へ情報を発信する。
  - ・県指定土器である「火の女神 フウちゃん」のキャラクター化、グッズ開発などを進め、積極的な活用により、原村の遺跡をアピールします。
  - ・埋蔵文化財発信拠点として原村文化財整理室(柏木)周辺の整備  
柏木に移転した原村文化財整理室で土器等の整理を積極的に進め、阿久遺跡を中心に村の遺

跡を紹介する展示室や体験学習等を設置し、村の埋蔵文化財を広く公開・活用します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名        | 現状値                   | 目標値（令和6年）                           |
|------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 阿久遺跡間伐整備面積 | 48,000 m <sup>2</sup> | 51,000 m <sup>2</sup><br>(R2年からの累計) |

(2-3-3)

### 3. 文化財の保存と活用



#### 【4年後のめざす姿】

- 指定文化財のほか、鰻絵、裂織りなど農村に残る貴重な文化財を住民と一緒に保護・活用していきます。
- 「信玄の棒道」は、ロマンあふれる中世の歴史の道としての遊歩道整備を図ります。
- 指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財めぐりや鰻絵めぐりを実施します。
- 知恵の結集とも言える民俗資料を展示している原村郷土館や民俗資料展示室は、今後も収集と保存を行い、より充実したものにしていきます。
- 「ハッ手機織り保存会」による機織りのこころを伝える「裂織りの里 原村」の伝統を郷土の誇りとして、原村郷土館では住民参加による保存活用を図っていきます。  
また様々なイベントを通じて、より多くの人々に本村の伝統の素晴らしさに触れてもらいます。

#### 【現状と課題】

- 文化財は、人々が長い歴史のなかで築いてきた、尊い遺産であります。原村には国が指定する史跡 1、天然記念物 3、県が指定する県宝 1、無形民俗文化財 1、天然記念物 3、村が指定する史跡 4、天然記念物 4、有形文化財 3、有形民俗文化財 1、無形民俗文化財 2 が点在します。
- 村指定無形民俗文化財であるエーヨー節とコチャかまやせの節は、生活様式の急激な変化により伝承することが難しくなっていますが、各種文化団体や子どもたちの協力を得ながら、後世に伝える努力が必要です。
- 本村は平成 27 年 10 月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。地域資源として登録された鰻絵をはじめとする村に残る各種の文化財を保護・活用していくことが必要です。

#### 【具体的な施策】

- ①村指定無形民俗文化財エーヨー節及びコチャかまやせの節の伝承
  - ・伝承に係る後継者の育成を推進します。
- ②指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財に対する意識の高揚
  - ・道祖神等の石造文化財実態調査の結果を公民館報等で公表し、保護活動への住民の意識高揚を図ります。
- ③民俗資料の収集・保存
  - ・養蚕・家内製糸及び農耕器具等、民俗資料の収集整理を行い、公開できる機会と場所の拡充を図ります。
- ④機織りのこころを伝える「裂織りの里 原村」のイメージを高め、住民参加による保存活用
  - ・機織り体験ができる機会の充実と後継者の育成を図ります。



⑤原村の鰻絵（コテエ）の保護と活用

- ・鰻絵の保護を図り広く紹介することで、長い時間をかけて作り上げてきた街並みの良さを発信し、地域の活性化を推進します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名               | 現状値    | 目標値（令和6年） |
|-------------------|--------|-----------|
| 郷土館・民俗資料展示室年間入館者数 | 1,367人 | 1,400人    |

(2-4-1)

## 第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進

### 1. 社会体育施設の充実



#### 【4年後のめざす姿】

- 利用者のニーズに対応した利用しやすい施設として、維持・管理を行っていきます。
- 社会体育館を含めた社会体育施設の利便性の向上を基本としたうえで、維持補修を行い効率的な管理運営を進めます。

#### 【現状と課題】

- 村内には、社会体育館をはじめ、弓振農村広場・御山マレットゴルフ場・テニス場等の社会体育施設が整備されており、施設の維持補修は、随時実施してきました。
- 社会体育館の定期的利用者は、利用者会議により予約を行い、その後に、一般利用者やスポーツ合宿の予約も可能とし、有効利用とスムーズな運営をしています。
- スポーツ人口の拡大に伴い社会体育館が使えないときには、利用者の要望に応じ小中学校の学校施設の開放を行っています。

#### 【具体的な施策】

- ①体育施設の改修や維持補修による利便性の向上
  - ・古い器具等の入れ替え、また、計画的な維持補修により、利便性の向上を図ります。
- ②屋外施設の整備と管理によるサービスの向上
  - ・利用者の増加を図るために、効率的な管理運営とサービス向上に努めます。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名                    | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|------------------------|-----|-----------|
| 弓振農村広場を活用した各種スポーツ大会の開催 | 3件  | 4件        |

(2-4-2)

## 2. 公園や広場の有効活用



### 【4年後のめざす姿】

- 地域住民が求めている公園や広場の整備を推進します。
- 各地区の公園や広場を地域の人々の交流の場、子どもからお年寄りまで楽しめる場として活用促進します。また生涯学習、スポーツ振興等と連携した場として活用を図ります。
- 広報紙やホームページなどを通じて活用促進をPRするとともに、地区と協力して住民ニーズ意向調査を行い、有効利用を推進します。

### 【現状と課題】

- 総合計画アンケート調査によると、子どもの遊び場を求める声がある一方で、各地区に整備された公園や広場等が実際には十分に利用されていない実情があります。

### 【具体的な施策】

- ①公園や広場の整備
  - ・補助金や助成金を活用して、地域が望む公園や広場を整備します。
- ②広報による公園や広場の利用促進
  - ・身近な公園や広場を活用してもらうため、広報紙やホームページで紹介します。
- ③生涯学習活動やスポーツ振興との連携による活用促進
  - ・生涯学習活動、スポーツ振興等と連携した、公園、広場の積極的な活用を図ります。
- ④管理の仕組みづくりと安全管理の推進
  - ・地域コミュニティの場とする公園・広場の安全管理や住民参加による管理の仕組みづくりに取り組みます。

### 【施策の達成指標】

| 項目名                           | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-------------------------------|-----|-----------|
| 公園広場の整備を目的とした、おらほうのむらづくり事業の活用 | 0件  | 3件        |

(2-4-3)

### 3. 生涯スポーツの普及



#### 【4年後のめざす姿】

- 各種スポーツ団体の大会・競技会等を支援し、生涯スポーツの一層の発展を図ります。
- 生涯スポーツをより一層充実するために更なる普及を行い、各団体等の日常活動と大会・競技の支援を図ります。
- 健康増進のため、参加していない人がスポーツ活動へ参加できるよう、気軽にできるニュースポーツの普及に努めるとともに、住民が楽しめる種目の検討も行います。

#### 【現状と課題】

- 本村では10種目の専門部からなる原村スポーツ協会やスポーツ推進委員会を中心に、スポーツ振興を図っています。また、30余の団体やクラブがありスポーツが盛んに行われています。
- スポーツ活動を振興するためには、生涯にわたってスポーツ活動が続けることができる環境が重要です。
- スポーツに関心を持っている人の多くがすでに活動しており、将来さらに参加率を高めるためには、ためらっている層の方々が参加するよう促進していく必要があります。
- スポーツ交流としては、村民スポーツ祭、穂屋祭体育大会等多種多様なスポーツイベントが開催されています。

#### 【具体的な施策】

- ①スポーツイベントや気軽にできるスポーツ教室等の開催
  - ・住民のニーズに応じたスポーツイベントやスポーツ教室等を開催します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名                  | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|----------------------|-------|-----------|
| 社会体育館主催のスポーツイベント・教室数 | 27 事業 | 33 事業     |

(2-4-4)

## 4. 社会体育団体・グループ等の育成



### 【4年後のめざす姿】

- 原村スポーツ協会の自立のため、組織強化を支援し、協力します。
- スポーツ推進委員会を中心に、ニュースポーツの普及やスポーツ行事への支援を図ります。
- スポーツ登録団体の活動を支援します。

### 【現状と課題】

- 原村スポーツ協会やスポーツ推進委員は、体育振興、スポーツ普及のための活動を行っています。
- 30余の団体やクラブが、個々に運営を行っています。

### 【具体的な施策】

- ①スポーツ協会、スポーツ推進委員やスポーツ登録団体等の組織強化
  - ・スポーツ協会専門部・スポーツ推進委員・スポーツ登録団体の活動を支援し、組織強化を図ります。

### 【施策の達成指標】

| 項目名         | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|-------------|-------|-----------|
| スポーツ登録団体登録数 | 31 団体 | 40 団体     |

(2-5-1)

## 第5項 交流による地域づくり

### 1. 地域間交流・国際交流の推進



#### 【4年後のめざす姿】

- 地域間交流を活発化し、産業・教育・スポーツなど、多様な交流の中から地域づくりや文化を学び、本村の活性化を推進します。
- 国際交流を通じて、住民相互の交流を推進し、教育はもとより産業など多くの分野で交流を深めていきます。
- 国際交流を目的とする団体と連携し、外国人との交流を推進し、国際感覚を養える地域社会の形成をめざします。

#### 【現状と課題】

- 地域間交流や国際交流は、自分の住む地域に対する理解及び村への愛着を深めるとともに、地域の活性化や人材育成に大きな役割を果たしています。
- 静岡県戸田村との相互友好都市は、沼津市と合併したことにより解消となりましたが、戸田地区との交流は現在も継続しています。
- 国際交流では、ニュージーランド プケコへの相互友好都市を締結して交流しています。
- 学校間のホームステイや観光交流等一部の住民、組織によるものとなっており、より多くの住民や分野で交流を深めていくことが必要となっています。

#### 【具体的な施策】

- ①沼津市戸田地区との交流
  - ・沼津市戸田地区との交流を継続します。
- ②地域間交流の検討
  - ・産業や教育を含む幅広い交流ができる地域を検討します。
- ③原村人づくり事業を活用した村内産業の発展と国際感覚豊かな人材の育成
  - ・住民の視察研修、中学生の海外ホームステイ、ニュージーランド プケコへの国際交流等を通じて国際感覚豊かな人材の育成を推進します。
- ④外国人への支援体制の構築
  - ・関係機関と連携を図り、支援体制の構築を検討します。

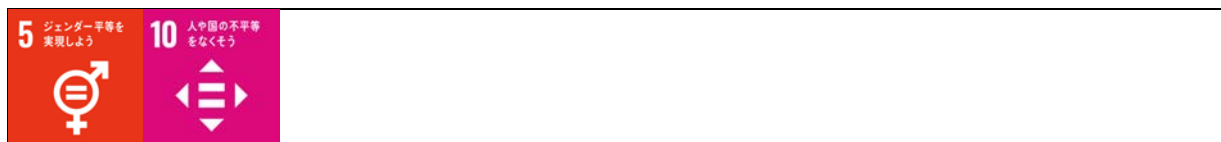
#### 【施策の達成指標】

| 項目名                  | 現状値           | 目標値（令和6年）      |
|----------------------|---------------|----------------|
| 村民保養施設利用奨励補助金の利用促進   | 14件<br>(延51人) | 30件<br>(延100人) |
| 原村人づくり事業補助金（一般）の活用件数 | 1件/年          | 3件/年           |

(2-6-1)

## 第6項 男女共同参画の社会づくり

### 1. 男女共同参画推進体制の整備



#### 【4年後のめざす姿】

- 地域や職場、学校、家庭等あらゆる機会を通じ、意識啓発に取組み、学習を行い、情報提供を積極的に取り組むとともに、女性が安心して働ける環境の整備を進めます。

#### 【現状と課題】

- 私たちの意識や行動、習慣やしきたりの中には未だ、差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、このことが男女共同参画社会を形成するうえで、もっとも大きな影響を与えています。
- 男女共同参画社会の実現をめざし、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にしばられず、人間として一人ひとりが尊重され、ともに支えあえる社会を築いていくことが大切です。

#### 【具体的な施策】

- ①「原村女性団体連絡協議会」の活動支援の推進
  - ・引き続き原村女性団体連絡協議会の活動支援の推進を図ります。
- ②各種研修機会への参加推進と男女共同参画基本計画の推進
  - ・関係団体等への積極的な参加を図ります。
  - ・計画推進の組織体制の整備を図ります。
- ③審議会、委員会等への積極的な参加の促進
  - ・村の行政委員会等への女性の登用率の向上を図ります。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名                | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|--------------------|-------|-----------|
| 審議会等委員会に占める女性委員の割合 | 22.0% | 34.5%     |

(2-7-1)

## 第7項 本村への若い人の流れをつくる村づくり

### 1. 移住・定住促進事業（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 人口減少、少子高齢化対策の総合的な戦略として、本村で育った若者の定住やUターン、他の地域からの若者移住を促進します。
- 諏訪広域や八ヶ岳定住自立圏と連携して移住推進に取り組み、地域の人口確保に努めます。
- イベントの開催やボランティア活動の活性化等により移住者と住民の交流と助け合いの場を増やします。
- 原村の自然や伝統文化、観光やイベント情報など地域の魅力を広く発信し、移住交流人口や、関係人口の増加につなげます。

#### 【現状と課題】

- 本村は、大都市圏からシニア層を中心とした移住が多かったが、近年は子育て世代の移住も増加している。移住者の中には芸術家やクラフトマン、その他各種技術の保有・経験者も多く、村の大きな人的財産となっています。
- 原村で育った若者が就学・就業で村外に多く転出しています。自立し持続可能な社会を構築していくためには、本村で育った若者の定住、他の地域からの若者移住を促進し、少子高齢化を抑え人口増加につなげていくことが大きな課題となっています。
- 移住者と住民との交流が地域コミュニティ形成や村の活性化のために求められています。

#### 【具体的な施策】

- ①田舎暮らし見学会の拡充
  - ・村の現状を知ってもらうため、田舎暮らし現地見学会を開催します。
  - ・農業就業希望者を対象とした体験型見学会を開催します。
- ②若者Uターン支援事業
  - ・原村出身の若者のUターン者等を対象に、住宅取得や就業を助成する制度を創出します。
- ③広域移住相談体制の構築
  - ・諏訪圏及び八ヶ岳定住自立圏の各市町や民間団体と連携して移住相談窓口の開設や合同セミナーの開催等移住促進を図ります。
- ④原村版CCRC事業
  - ・若い世代、高齢者、移住者の多様な人との交流を通じて、農業や福祉等の多様な分野の技術・知識・経験を発進・吸収する場の確保を目指します。



⑤大学との連携事業

- ・大学等との連携を通じて若者の視点を取入れた事業を研究します。

⑥地域おこし協力隊の活用

- ・都市部の若者を受入れ、特産品開発やブランド化等に協力してもらい若者が移住しやすい村づくりを推進します。
- ・観光・イベント、生活関連情報等を若者目線で広く発信し、観光客や移住者の増加を図ります。

**【施策の達成指標】**

| 項目名                 | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|---------------------|-----|-----------|
| 移住促進事業による<br>年間移住者数 | 28人 | 30人       |

(3-1-1)

## 第3節 健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

### 第1項 地域で支え合い健やかに生きる

#### 1. 健康づくりの推進（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- ころも体もいきいきと暮らせるよう健康寿命（健康で自立した生活ができる期間）の延伸をめざします。
- 「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、住民主体の健康づくりの活動を支援し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。

#### 【現状と課題】

- 生涯を通して健康でいきいきと暮らしていくことが重要となっています。そのため、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒・歯の健康に関する生活習慣の改善が図れるように取り組んでいます。しかし、社会環境や食生活の変化等により、がんや心疾患、糖尿病等が増えています。
- 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの推進が必要です。
- 特定健診の受診率は低く、目標には達していません。特に若い世代は健康への関心が比較的低い傾向にあり、健診やがん検診の受診率が低い状況です。若いころからの生活習慣を見直すとともに、健診により病気の早期発見、早期治療に結びつけていくことが重要です。

#### 【具体的な施策】

- ① 各種健診・検診の受診率向上
  - ・ 特定健診や住民健診、がん検診への受診勧奨に努めます。
  - ・ 健診体制の整備を進めます。
- ② 乳幼児期からの正しい食生活の普及
  - ・ 乳幼児期から食育に取組み、食事バランスガイドなど正しい知識の普及に努めます。
- ③ 運動の機会の提供と環境整備
  - ・ ウォーキング教室や体操教室を開催します。
  - ・ ウォーキングコースの活用を進めます。
- ④ ころの病気を理解しあえる地域づくりの推進
  - ・ ころの健康に関する広報や講演会を開催します。
  - ・ 相談体制の充実を図ります。

⑤喫煙・飲酒の健康被害の知識の普及

- ・喫煙や飲酒による健康被害について広報等で周知します。

⑥歯科知識の普及啓発

- ・ライフステージに合った歯科保健に取り組みます。

⑦住民主体の健康づくりの推進

- ・地区組織、保健補導員部会、食生活改善部会、母子愛育部会の活動を支援します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名     | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|---------|-------|-----------|
| 特定健診受診率 | 42.0% | 60.0%     |

(3-1-2)

## 2. 地域医療の充実



### 【4年後のめざす姿】

- 病院と診療所の連携を強化し、医療体制の充実を図ります。
- 医療だけでなく、保健・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアの推進を図ります。
- 村内医療機関において地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進に取り組めます。

### 【現状と課題】

- 村内の医療機関は、一般診療所は3か所、歯科診療所が3か所、保険調剤薬局が1か所と、施設設備等は充実してきました。圏域の中核病院と診療所との連携が強化され、医療受給体制は確立されつつあります。
- 地域医療を推進していくためには、疾病の予防活動・早期発見・早期治療の健康管理体制の充実、高齢化社会に向けた在宅ケアの推進が必要です。そのため、医療だけでなく、保健・福祉・介護の分野との連携のもと広域的に進める必要があります。
- 村内の医療機関は住民の生涯にわたる、かかりつけ医としての役割を担っています。地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進が図れるような取り組みをしていくことが重要です。

### 【具体的な施策】

- ①医療機関相互の連携による医療体制の充実
  - ・医療機関相互の連携で、それぞれの医療機関の専門分野を生かした診療体制の充実を図ります。
- ②地域包括医療の推進
  - ・医師会との協力のもと、医療と介護の連携強化を図ります。
  - ・原村地域包括医療推進協議会において協議します。
- ③地域に密着した医療の提供
  - ・国保診療所の安定した運営を継続します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名            | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|----------------|-----|-----------|
| 地域包括医療推進協議会の開催 | 年4回 | 年5回       |

(3-2-1)

## 第2項 きめ細やかな高齢者福祉の推進

### 1. 在宅生活を継続するための支援（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 地域包括支援センターが中心となり、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 安心と自立した生活を継続できるように、高齢者のニーズに合わせて必要な介護サービスや生活支援サービスの質と量が確保できるように努めます。
- 住民同士の支え合い、助け合いのネットワークづくりを進めます。
- 認知高齢者が医療・介護・福祉の連携や地域住民の理解や協力による支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

#### 【現状と課題】

- 本村の令和2年の高齢化率は35.0%で、今後も高齢化の進行が見込まれます。それに伴い、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症の高齢者、要介護認定者が増加しています。そのため、住み慣れた地域のなかで一人ひとりに適した介護サービス・福祉サービスを受けながら、自立した生活ができるような環境づくりや生活支援事業の充実が求められています。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を担う機関としての役割を持っていますが、広く周知されていないのが現状です。地域包括支援センターの認知度を高めて、地域との関係強化を図ることが必要です。
- 身近な地域で日常的に支援していくために、隣近所の住民や地域での支え合いネットワークづくりが重要です。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は増加傾向です。そのため、地域全体で認知症高齢者を見守り、認知症高齢者とその家族を支援する体制づくりを進める必要があります。

#### 【具体的な施策】

- ①生活支援サービスの充実
  - ・サービスの見直しや拡充に努めます。
  - ・生活支援サービスを推進する「生活支援コーディネーター」の増員に努めます。
- ②地域包括支援センターの機能強化
  - ・高齢者の総合相談窓口として、周知に努めます。
  - ・地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・介護・福祉の分野と連携し、高齢者の様々な相談に応じる体制の充実を図ります。

③地域の支え合いネットワークづくりの推進

- ・多職種による個別ケース会議・地域ケア会議を開催します。
- ・高齢者福祉ガイドブック「高齢者おたすけまっぷ」を定期的に更新します。

④認知症高齢者支援の推進

- ・認知症サポーターの養成を進めます。

**【施策の達成指標】**

| 項目名          | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|--------------|------|-----------|
| 認知症サポーター登録人数 | 467人 | 550人      |

(3-2-2)

## 2. 高齢者の健康づくりと介護予防の推進



### 【4年後のめざす姿】

- 「健康で長生き」をめざし、生活習慣の改善に取り組み、健康の維持増進を図ります。
- 高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならず、また、要介護状態の軽減、悪化の防止を図ります。
- 認知症対策を推進します。
- 高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に就業や社会活動等の社会参加ができる環境づくりを進めます。

### 【現状と課題】

- 生涯現役で高齢者が地域活動や働き続けられる環境の整備が必要です。
- 高齢期は、けがや病気が原因で要介護状態になる人も少なくありません。健康の維持・増進を進めるため、健診や健康教室、介護予防教室等の充実を図る必要があります。
- 認知症高齢者は増加傾向です。認知症への対応は早期発見が重要となるため、認知症専門医や医療機関との連携を図ることが重要です。
- 60代、70代の高齢者の多くは、要支援・要介護状態に至っておらず、社会参加できる機会を増やすことが、生きがいつくり、介護予防につながります。

### 【具体的な施策】

- ①健康づくりの推進
  - ・健診の受診勧奨を行い、健診結果に基づき、健康教育、健康相談を行います。
- ②介護予防の推進
  - ・介護予防事業の充実を図ります。
  - ・地域住民による自主活動を支援します。
- ③認知症対策の推進
  - ・医療機関と連携し、認知症相談体制の拡充を図ります。
  - ・認知症予防に向けた健康づくりを推進します。
- ④生きがいつくりの推進
  - ・シルバー人材センターなどを通して、就労の支援を進めます。
  - ・ボランティアの育成、活動の推進を図ります。

### 【施策の達成指標】

| 項目名         | 現状値    | 目標値（令和6年） |
|-------------|--------|-----------|
| 介護予防教室延参加者数 | 2,806人 | 3,000人    |

(3-3-1)

## 第3項 障がい者の自立と社会参加の促進

### 1. 障がい者に対する理解の促進



#### 【4年後のめざす姿】

- 障がい者に対する理解の促進と情報提供の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を図りながら、きめ細やかな相談体制を構築します。
- 災害時や緊急時における障がい者を含む要援護者のため、地区ごとのマニュアルづくりを地区や関係機関等と連携して手あげ方式の支え合いマップと要援護者名簿づくりを進めます。
- 障がい者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 障がい者を取り巻く様々な問題について本人の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。

#### 【現状と課題】

- 障がい者に対する理解を広げていくため、村の広報紙や有線放送等を活用して啓発・広報活動を行うとともに、小中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じて福祉教育を推進してきました。
- 今後は、様々な機会をとらえ啓発活動や交流活動をより一層推進するとともに、保育所、小中学校、中央公民館、社会福祉協議会等と連携し、一貫した福祉教育を推進するためのプログラムの構築と、障がい者の人権擁護の推進が求められています。
- 障がい者や障がい児に関する各種相談は、地域福祉センターや保健センターで保健師や担当職員が応じています。地域福祉センター等に来所できない場合は、訪問相談や電話相談も行っています。近年は、幅広い相談内容のため、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスなどの関係機関と連携して対応しています。
- さらに、できるだけ住み慣れた地域で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合にはバリアフリー建築の専門家の派遣や、改修にかかる費用の一部を助成しています。



## 【具体的な施策】

### ①障がい者に対する理解の促進と人権擁護の啓発

- ・啓発・広報活動を進め、小中学校と連携し体験学習や交流活動の一層の推進を図るとともに、障がい者の人権擁護啓発を図ります。
- ・各種広報媒体を活用して新しい情報を提供します。

### ②きめ細やかな相談体制の充実

- ・地域福祉センターや保健センターでの各種相談や訪問相談を引き続き実施しながら、民生児童委員やこども・家庭相談員、諏訪圏域障害者総合支援センター等と協働し、相談ネットワークを充実します。
- ・障がい児については、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進をおこないます。

### ③住みよい福祉の村づくりの推進

- ・地域や関係機関と連携を図り、災害時要援護者避難支援プランに基づいた避難訓練を実施します。
- ・障がい者施設と地域等の交流促進に努め、ボランティア活動の支援に努めます。

## 【施策の達成指標】

| 項目名                    | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|------------------------|-----|-----------|
| 地域活動支援センターでのボランティア受け入れ | 0人  | 1人以上／月平均  |

(3-3-2)

## 2. 福祉の充実による生活支援と社会参加の促進



### 【4年後のめざす姿】

- 乳児期から幼児教育・保育・学校教育における一貫した療育支援体制の整備を図ります。
- 3歳未満児の母子通園実施に向けた検討を行います。
- 健診の推進や健康づくり施策の充実を図ります。
- 多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。
- 就労の促進や社会参加への支援を実施します。

### 【現状と課題】

- 乳幼児健診等により助言等が必要と思われる乳幼児に対して、**村内での支援体制が取れていないことから**保健福祉事務所や医療機関等関係機関と連携をとりながら個別支援を行い、障がいの実態に応じて保健福祉事務所や通所施設等を紹介しています。
- 乳幼児から学齢期への移行段階では、教育支援委員会を開催し、医学、心理学、教育学の専門家や関係機関、保護者等の意見を聴いて障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。
- 学校教育においては、障がいの状態に応じて学級間交流や副学籍による交流も行っています。なお、乳幼児期からの情報共有による一貫した支援体制は今後も充実を図っていく必要があります。
- 村では、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、障がい者が地域で安心して生活を送ることができる地域社会を目指して、障害者総合支援制度において、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所事業をはじめ、補装具や日常生活用具の給付、在宅介護を補う日中一時支援事業を行っているとともに、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう就労支援を行っています。障がい者の経済的負担を軽減するための医療費の無料化や在宅介護者への重度心身障がい者福祉年金（介護慰労金）の支給等も行ってきました。
- 平成27年度からは、障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者は、個々に応じたサービスなど利用計画を相談支援専門員が作成しサービス提供事業者との連絡調整とそれぞれの相談に対してのアドバイスを受けられます。
- 障がい者の就労対策については、公共職業安定所や県、諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふと連携を図って取り組んでいます。
- 障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、地域活動支援センターの開設、精神障がい者社会復帰施設の運営費負担、通所者に対する通所補助、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しています。

- 障がい者の社会参加の促進においては、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施し、外出しやすい環境を整えるとともに、多くのスポーツやレクリエーション、文化活動に接することができるよう、社会参加の機会を増やすよう努めてきました。

### 【具体的な施策】

- ①障がいの早期発見・早期対策と療育・保育・教育の充実
  - ・健診や保育所・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保育所での受入れ環境を整えることはもとより、3歳未満児の母子通園実施に向けた検討を行います。
  - ・小・中学校では、関係機関と連携をし、障がい種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。
  - ・引き続き近隣市町と連携し諏訪養護学校学童クラブの受入れを進めます。
- ②保健・医療サービスの充実
  - ・専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。
- ③生活を支える福祉サービスの充実と福祉制度の周知
  - ・日常生活と社会生活を支援する在宅支援サービスや施設福祉サービス、就労支援サービス、地域生活支援事業の充実に努めます。
  - ・障がい者が様々なサービス情報を入手できるような支援を行います。
- ④就労の促進や社会参加に向けた支援
  - ・公共職業安定所等の関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がい者の就労支援を推進します。
  - ・地域活動支援センターの運営については、運営内容の充実に努めます。
  - ・社会参加を促進するために、外出支援事業、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成や福祉輸送サービスを引き続き実施します。
  - ・障がいのある人もない人も、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、広報・啓発活動を一層推進するとともに、余暇活動を支援します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名                | 現状値       | 目標値（令和6年）     |
|--------------------|-----------|---------------|
| 障害者就労施設等からの物品等の調達額 | 744,399 円 | 800,000 円以上／年 |

(3-4-1)

## 第4項 結婚・出産・子育てできる環境づくり

### 1. 結婚活動のサポート



#### 【4年後のめざす姿】

- 「ながの結婚マッチングシステム」への登録を推進し、他市町村の独身者とのマッチングすることで出会いの機会を**全県**に広げます。
- 結婚相談は、専門の相談員を確保して相談体制の**見直し**を図ります。
- 村内だけでなく、諏訪広域連合や八ヶ岳定住自立圏域と**連携**し、**婚活**イベント案内や参加の呼びかけを行い、**出会いの場の創出**を支援します。

#### 【現状と課題】

- 結婚活動推進事業は、男女ともに晩婚化や未婚率が増加し独身者数が上昇傾向にある現状のなか、少子高齢化対策や農業後継者対策として、村内の独身男女が「結婚」を前向きにとらえられるような意識改革に重点を置き、積極的に結婚活動への道を導かせるための支援として平成22年度より行っています。
- 「HARA・TRENDY CLUB」・「原村マリッジサポートセンター」が結婚活動の支援に取り組んでいますが、登録者は少数です。
- 「原村結婚相談所」を開所し、結婚相談員が結婚に対するアドバイスや登録者同士のマッチングなどを行っています。
- 長野県で行っている「ながの結婚マッチングシステム」は、結婚支援を行う市町村や各種団体のネットワークにより、全県的にマッチングできるもので、近年登録者も増加しています。
- 結婚相談では、専属的に取り組める相談員の配置が急務となっています。

#### 【具体的な施策】

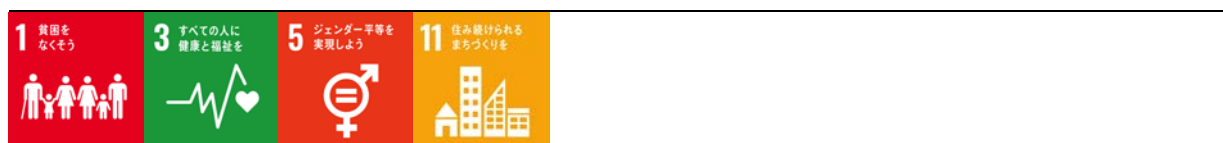
- ① 相談員の育成
  - ・ 専門の結婚相談員を育成します。
- ② 日常的な**相談体制の見直し**
  - ・ **利用者にとって相談しやすい体制を検討**します。
- ③ 出会いイベントの開催
  - ・ 広域的な連携によりイベントを開催し、積極的な参加を推進します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名      | 現状値      | 目標値（令和6年） |
|----------|----------|-----------|
| 結婚相談所の開催 | 月1回（日曜日） | 月2回       |
| 専門相談員数   | 2人       | 4人        |

(3-4-2)

## 2. 妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援の推進



### 【4年後のめざす姿】

- 安心して子どもを産み育てられるよう関係機関が連携して、妊娠・出産・育児の切れ目のないきめ細やかな支援体制の充実を図り、子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供します。
- 高齢者や学生など地域の人々との交流や、ボランティア活動など地域全体で子育て支援を推進します。
- 母子保健事業やカウンセラーの配置等を通し、親子の交流や仲間作りを促進し、こころの健康づくりを進めます。

### 【現状と課題】

- 子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは、重要な課題です。
- 本村の出生数は年々減少しています。そのなかで、育児力の低下や核家族化等により育児に不安のある保護者が増え、育児相談数は年々増加しています。子育てに対する不安を取り除くため、妊娠出産から子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりの推進が重要です。
- 健康づくりは、健康管理システムにより、健診や予防接種について経年的に管理できるようになりました。親子のこころと体の健康管理について、保健師や栄養士、他の関係する多くの職種と連携しながら支援していく必要があります。また、18歳までの子どもを対象に医療費の無料化を行い、経済的支援を図っています。
- 少子化や核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっているなか、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念され、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。子ども・子育て支援新制度に基づき、「原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組んでいます。
- 子ども同士の交流や地域の大人との交流の機会が少なくなり、自立心や思いやりの心、人との関係を築く力が育ちにくくなっています。

### 【具体的な施策】

- ①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進と経済的支援の継続
  - ・健康管理システムを活用し、経年的に親子の健康管理を行い、健康づくりに努めます。
  - ・保健師、保育士、教師等関係する職種と情報共有、連携して支援していく体制を強化します。
  - ・妊婦・産婦健診の公費負担、不妊・不育症治療費の一部助成を継続します。

## ②悩みや不安に対する育児相談体制の充実と情報提供

- ・保育所・小中学校に専門カウンセラーを派遣する「心の相談員事業」を継続します。不登校児童生徒対策として近隣の間教室やフリースクールとの連携を密にし、実情に応じた対応を行います。
- ・非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の一層の取組みを図ります。

## ③子育て支援サービスの充実と環境整備

- ・未就園のお子さんの保護者のレスパイトとしての「子育て塾」、3歳になる前のお子さんの保護者へ向けた「ケアプログラム」、保育所での「参加保育」など子育てに関する学習機会の充実を図り、親の子育て力を高めるとともに家庭における親子のふれあいの充実を推進します。
- ・子育てサロンの開所日数と時間を拡大し、子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供し、支援体制の充実を図ります。

## ④住民との協働による子育て支援

- ・子どもや子育て家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会と連携して子育てを含むボランティアの育成支援をします。
- ・子ども・子育て支援センター開設に合わせ、地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって子どもを預ったり、保育所等への子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による相互援助活動事業（子ども・子育て支援新制度に基づいたファミリーサポートセンター事業）を実施します。
- ・また保育所では、引き続き高齢者や学生とのふれあい保育を情実し、地域の人々との交流を図ります。

## 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値     | 目標値（令和6年） |
|-----------|---------|-----------|
| 育児相談件数    | 208 件／年 | 270 件／年   |
| 子育てサロンの開設 | 3 日／週   | 5 日／週     |



(3-4-3)

### 3. 子育てがしやすい環境づくり（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 子育て家庭に対する経済的支援を行います。
- 男性も女性も働きながら子育てができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できる環境づくりを進めます。
- 核家族化や少子化の進行により、保育ニーズは多様化しており3歳未満児の保育所への入所希望が増加しているため、柔軟に対応できるよう、保育施設及びサービスの拡充に努めます。
- 保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。
- 共働きなどで昼間保護者のいない児童を対象に、学童クラブや原っ子広場を行っていますが、児童館を含め、その方向性を検討します。

#### 【現状と課題】

- 子育て家庭への経済的支援として、18歳までの子どもの医療費の無料化や小中学生の遠距離通学補助等を行っています。ひとり親家庭に対しては、保健福祉事務所と連携し、子育て・生活相談に応じながら、自立を支援しているほか、医療費負担を軽減するため、18歳までの児童及びその保護者の医療費の無料化、児童激励金として18歳までの児童一人当たり年1万円の支給等を行っています。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育所の副食費免除を行っています。
- 男女とも就業率は高く、結婚や出産後も多くの女性が仕事を続けています。
- 男性も女性も働きながら子育てをすることができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できるような環境づくりを進める必要があります。
- 保育所では、3歳未満児保育、延長保育や一時保育、障がい児保育等を、幼稚園では預かり保育や教育相談等の子育て支援事業を実施しています。
- 家庭と社会のつながりの希薄化や核家族化の進行及び離婚の増加等により、子育ての負担感、不安感や養育費の軽減等、子育て家庭への支援が必要となっています。
- 保育施設の老朽化により補修や改修が必要になってきています。
- 少子化と保育ニーズの変化により、入所希望児数が3歳未満児は増え、3歳以上児は緩やかに減少しています。加えて発達に特性のあるお子さんへの対応にも苦慮する中、幼児教育・保育を総じて検討する必要があります。

## 【具体的な施策】

### ①子育て家庭への経済的支援の継続

- ・「子ども医療費特別給付金」の継続や**幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育所の副食費免除**、小中学校の遠距離通学補助等を実施します。
- ・「ひとり親家庭等児童激励金」や「ひとり親家庭等医療費特別給付金」の支給を実施します。

### ②保育サービスの充実

- ・子ども・子育て支援新制度により保育時間が11時間となりました。現在行っている**3歳未満児保育、病児保育・病後児保育、早朝・延長保育、一時保育、障がい児保育等**の保育サービスを継続し、拡充に努めます。
- ・異年齢交流の活動や季節の行事等、保育内容の充実、質の向上に努めます。

### ③子ども子育て支援センターの設置

- ・すべての家庭における親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくし、育児不安等の相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流等を総合的に行う「子ども子育て支援センター」を設置します。

### ④保育施設の適切な改修と環境整備

- ・保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。

### ⑤保育所の大規模改修または建て替えの検討

- ・多様化した保育ニーズや3歳未満時の入所希望増加にあった保育施設整備に向け、大規模改修や建て替え、私立保育園や認定こども園の誘致も含めて検討を進めます。

## 【施策の達成指標】

| 項目名             | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-----------------|-----|-----------|
| 子ども子育て支援センターの設置 | 検討中 | 開設        |



(4-1-1)

## 第4節 産業振興による魅力・活力のある村づくり

### 第1項 原村の特色を生かした農林業振興

#### 1. 農業生産基盤の整備と農業近代化施設の利用促進



#### 【4年後のめざす姿】

- 老朽化した用排水路、畑かんなどの農業用施設の維持管理を、補助事業の活用と住民協働作業の両面で進めます。
- パイプハウス補助等の農業振興施策により、野菜・花卉等の作柄安定を図ります。また、施設の有効利用、利用拡大のため生産組織の育成も行います。

#### 【現状と課題】

- 昭和50年より始まったほ場整備は、平成19年度に11地区の面整備が終了しました。今までに整備された面積は976.6haで、村全体の農地面積1,162haのうち84%は整備済みとなりました。
- 近代化施設は、野菜を中心に集出荷施設の整備が進み、効率的な集出荷が可能となりました。

#### 【具体的な施策】

- ① 補助事業を活用した畑かんなどの農業用施設の維持管理と整備
  - ・経年劣化や凍上により破損した水路についても、拡充された財政措置を利用して更新します。
- ② 補助事業の活用と住民協働の両面での、農業用施設の維持管理の推進
  - ・野菜・花卉の作柄安定と作期拡大を目的に、補助事業を拡充してパイプハウスの整備を進めます。
  - ・畑かん施設については、受益者で組織した管理組合により適正な維持管理を進めます。
- ③ 農業近代化施設の利用拡大の推進
  - ・計画的な生産体制と施設の利用拡大を図るために、担い手農家への農地集積と農業生産の効率化を推進します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名  | 現状値 | 目標値（令和6年）            |
|------|-----|----------------------|
| 水路改修 | —   | 1,000m<br>(R2年からの累計) |

(4-1-2)

## 2. 農用地の保全と高度利用



### 【4年後のめざす姿】

- 農業従事者の更なる高齢化が予想されるため、農地流動化事業による中核的担い手農家への農地の利用集積を行い、遊休農地の解消に努めます。
- 農業振興地域整備計画に基づいて、優良農地の積極的な保全に努めます。
- 増加しつつある有害鳥獣による被害を防止するため、有効な防止策を検討、実施します。

### 【現状と課題】

- 本村の農地の現状は、高齢化による農家戸数の減少により、遊休農地の増加が懸念されています。その一方で、担い手への農地流動化が進み、利用権設定面積は、平成27年度は238.3ha、令和元年度には261.3haとなり遊休農地の増加を防いでいます。
- 水田については、平成12年度より始まった中山間地域等直接支払事業及び平成26年から始まった多面的機能支払事業により、耕作放棄防止等の活動、水路農道等の管理活動を行い、農用地の保全を図っています。

### 【具体的な施策】

- ①農地の流動化事業による、中核的担い手農家への農地の利用集積と、遊休農地の解消促進
  - ・80a以上の経営農家と認定農業者に流動化補助を行い、農地の集積を行います。
- ②中山間地域直接支払制度利用による農用地の保全
  - ・地域で遊休農地の増加を防止します。(平成22年度よりサポート体制構築)
- ③農業振興地域整備事業に基づく優良農地の積極的な保全の推進
  - ・農振除外について審議し、優良農地の保全を図ります。
- ④市民農園による遊休農地の利用促進
  - ・市民農園の利用者増加に 대응するため、今後も遊休農地を市民農園として活用します。
- ⑤多面的機能支払による農地の保全と環境保全
  - ・共同作業と施設の長寿命化対策により農地の保全を図ります。
- ⑥有害鳥獣被害防止対策の実施
  - ・地域や個人が設置する有害鳥獣被害防止柵に対して支援します。
  - ・有害鳥獣の個体数調整を猟友会に委託して実施します。
- ⑦農業制度資金利子補給及び利子助成事業
  - ・認定農業者を中心に、担い手農家の施設整備、農地の確保等に要した借入金に係る利子補給を行い、農地の集積、高度利用を推進します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名                    | 現状値     | 目標値（令和6年） |
|------------------------|---------|-----------|
| 農地流動化の促進による利用<br>権設定面積 | 261.3ha | 270ha     |

(4-1-3)

### 3. 農畜産物の振興（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 総合的には、TPPによる農産物輸入問題が本村の農業に与える影響について、国や県の対策を見極めながら迅速な対策を図ります。
- 安全・安心な農産物の生産や地域の環境・気象に順応し、土壌の特性に**対応する**強い作物を生産**することにより**農業生産の安定性を確保します。

#### 1) 野菜

セルリーについては、生産過剰による価格の下落を防止するため、作期の拡大や消費拡大のためのPRを図ります。また、ブロッコリーなど、主力農産物を補完する新しい作物の開発や栽培技術の定着等を進め、安定的な農産物の生産を行い、土壌診断や残留農薬検査等を自主的に行い、「安心・安全」な原村ブランドの確立をめざします。さらに、ほ場への負荷の軽減や、河川や諏訪湖の富栄養化の防止等、環境面に配慮した減肥栽培技術を確立します。

#### 2) 水稲

食味が良く気象災害に強い新品種の栽培を促進します。また、農地の貸し借りなど、流動化を図り、担い手農家への農地の集積を行うことや、集落営農を推進することにより、生産性の向上を図ります。

#### 3) 花卉

消費者の嗜好性には流行があり、消費マインドに合った、高品質で採算性の高い新品種の開発を支援します。

#### 4) 畜産

経営規模の拡大等により、生産性を高めていく必要があります。また、野菜生産農家にとっては、地力増進のため良質な堆肥の確保は不可欠であり、堆肥センターなどを有効に利用して農家に堆肥を供給し、化学肥料の使用を抑えた、高品質で安全な野菜類の生産に役立てていくことが望まれます。

#### 5) きのこと

**経営の合理化を図り、きのこの消費拡大に努めます。**

#### 6) 果樹

ブルーベリー・ラズベリーの生産を高め、ワイン葡萄の栽培も進めて行きます。**また、ワイン特区の認可を目指し、原村産ワインのブランド化を進めます。**

## 【現状と課題】

- 本村は、高原野菜や花卉類の生産を中心に米、畜産、きのこ類の生産が行われています。平成30年の市町村別農業産出額（推計）は約43億円、部門別構成比は野菜が最も高く72%を占め、次いで花卉が11%、以下、米、畜産の順に続いています。

また、平成29年に発見された重要病害虫「テンサイシストセンチュウ」については、アブラナ属の野菜に寄生するため、ブロッコリーを中心に多くの被害をもたらしています。国の指導のもと緊急防除対策を実施しているが、早急な防除体系の確立が求められています。

本村は、関東、関西の都市圏から高速道路で数時間という有利な立地条件により、都市圏への野菜類の供給基地として発展を続けてきました。

- 近年は特に、安全・安心な農産物の生産、野菜花卉作期の拡大、優良農地の確保等が求められています。

- 1) 野菜については、現在、生産量日本一を誇るセルリーのほか、ブロッコリー、パセリ、キャベツ、ほうれんそう、ハクサイ、カリフラワー、スイートコーン、レタスなど、多品目の栽培が行われています。近年の厳しい農薬の使用基準や消費者の食の安全に対する意識の高まりなどから、今後は安心して安全な農産物生産への取組みがますます求められています。本村の主力農産物であるセルリーについては、連作障害や病害虫に強く食味の優れた新品種の研究が望まれています。
- 2) 水稻については、あきたこまちが主力品種となっておりますが、生産量は減少しています。あきたこまちは、その年の天候によって収量が大きく左右されます。また、農家の高齢化、休耕田の増加、米価の関税の見直しなどが予想され、米価上昇も期待できません。
- 3) 花卉類については、スターチスを中心にトルコギキョウ、きく、カーネーション、アネモネ、デルフィニューム、カスミソウ、鉢物のシクラメンやベコニアなどが栽培されています。
- 4) 本村の畜産農家は八ヶ岳農業実践大学校を含め2件となっており、年々減少していく傾向にあります。
- 5) きのこと類については、2件の農家がえのきを栽培しています。
- 6) 果樹についてはブルーベリー・ラズベリーなどの栽培が行なわれており、近年の温暖化に伴いワイン葡萄の栽培も期待されています。

## 【具体的な施策】

### ①野菜

- ・土壌検査に基づいた適正な施肥指導による、化学肥料の使用量を抑えた環境保全型農業を推進します。
- ・消費者の嗜好に合った新しい作物の研究による、安定した農業経営を推進します。
- ・安全で美味しい野菜の生産拡大と野菜のブランド化の推進、消費拡大のPRによる価格の安定化を図ります。

## ②水 稲

- ・消費者ニーズに対応した安全で良質な米づくりを促進します。
- ・県農事試験場原村試験地と連携し、本村の気候に適合した食味が良く気象災害に強い新品種の栽培を促進します。
- ・米価の維持と自給力向上のために、生産調整を実施するとともに、新規需要米の生産に取り組めます。

## ③花卉・鉢花

- ・主要な花卉の生産技術の普及改良による産地の形成
- ・花卉流通対策事業による品質維持を図ります。
- ・信州諏訪農業協同組合との協力による、消費者の嗜好に合った、高品質で採算性の高い新品種の研究・開発を進めます。
- ・鉢花の生産向上に取り組めます。

## ④畜 産

- ・堆肥センターを利用した、循環型農業をめざします。

## ⑤きのこ

- ・経営の合理化の推進及びきのこの消費拡大を図ります。

## ⑥果 樹

- ・ブルーベリー、ラズベリー、ワイン用葡萄等の栽培と農産加工品の研究開発を進め、**農産物のブランド化**を図ります。

## ⑦安全で安心な農産物生産の促進

- ・**農業農村支援センター**や信州諏訪農業協同組合と連携し、土づくりや**50%減肥・低農薬栽培**を実施します。
- ・安全安心という付加価値を付けた販売を行います。

## ⑧農作物安値対策事業

- ・農業経営の安定と市場への安定供給を行います。

## ⑨野菜花卉作期拡大事業

- ・気候や天候に左右されない安定した野菜・花卉の栽培と品質向上、作期拡大により、農業経営の安定を図ります。

## ⑩有機栽培産地確立事業

- ・村内で生産された有機堆肥の使用を促進し、環境に配慮した農業経営を推進します。

## ⑪食の安全安心対策事業

- ・残留農薬検査や農薬の適正使用に関する指導による、消費者ニーズに応じた、安心安全で、特色ある野菜栽培の推進をします。

## 【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値    | 目標値（令和6年） |
|------------|--------|-----------|
| セルリーの年間出荷数 | 69万ケース | 78万ケース    |

(4-1-4)

## 4. 農業後継者の確保・育成と支援（重点施策）



### 【4年後のめざす姿】

- 農作業アルバイトの雇用促進、家族経営協定の締結による労働環境の改善、経営の安定化を図り、魅力ある農業を展開するとともに、新規就業者を確保し、農業後継者を育成します。
- 信州諏訪農業協同組合(茅野市・原村・富士見地区)農業経営改善支援センターと連携し、認定農業者の育成拡大に努めます。
- 農業者が安心して農作業を行うことができるよう農業労働者災害共済の充実を図り、農作業事故の防止を啓発します。
- 耕作されない農地や利用されていない農機具の把握に努め、就農支援や農業経営支援のための貸借制度を創設し利活用を図ります。

### 【現状と課題】

- 本村の総農家数は、平成2年の1,017戸から平成27年の667戸に減少しています。また、65歳以上の農業従事者数は542人で全体の62.7%を占め、高齢化が進んでいます。
- 新規就農者は、平成27年6人、平成28年3人、平成29年0人、平成30年2人、令和元年5人と、5年間で16人の増であります。
- 農業従事者の高齢化とともに後継者がいない農家も多く、今後、耕作されない農地や利用されない農機具等が生じると懸念されます。
- 認定農業者は現在123名（内農業法人10、女性5）となっています。近年、農業者の高齢化により未更新が増え、平成12年の152人から29人減少しています。農業後継者の中核となる認定農業者は、農業経営改善計画の認定を受けた意欲ある農業者です。
- 農業労働者災害共済については、原村独自の農業者を対象にした補償制度であり、農作業事故による災害を受けた加入者に見舞金の支払いなどを行っています。

### 【具体的な施策】

- ①労働環境の改善と農業経営の安定化の促進
  - ・長野県・ハローワーク・信州諏訪農業協同組合等と連携し、労働力の確保に努めます。
- ②農業後継者の育成支援と新規参入者の受入れ体制の整備促進
  - ・農業農村支援センターと連携し、農業後継者・新規就農者支援事業を展開します。
- ③認定農業者の育成拡大と、担い手農家の育成
  - ・信州諏訪農業経営改善センターと連携し、認定農業者の育成を図ります。

- ④高齢者や小規模農家が生きがいを持って継続できる農業の推進
  - ・高齢者や小規模農家が生きがいを持って農業に取り組めるよう、農作物の付加価値化に取り組めます。
- ⑤農業労働災害の防止活動の推進
  - ・農業労働者災害共済事業の推進と事故防止の広報を行います。
- ⑥農業次世代人材投資事業
  - ・新規就農者（45歳未満）の経営が軌道にのるまで支援します。
- ⑦就農支援コーディネーター事業
  - ・貸し出し希望のある農地や農機具情報を一元登録し、住居と里親の紹介など、農業経営を支援します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名         | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|-------------|------|-----------|
| 認定農業者の育成と拡大 | 123人 | 150人      |



(4-1-5)

## 5. 農業生産組織の育成



### 【4年後のめざす姿】

- 関係機関と連携して受託組合の活用を促進することにより、生産コストや農作業の軽減、営農の合理化を図るとともに、農業の中核となる若い担い手農家育成のために青年組織の育成、土地の貸し借りなど農地の流動化を推進します。
- 農業者の高齢化が進み、兼業農家の割合が増加している現状に鑑み、機械の共同利用、作業受託、共同出役等の体制を推進し、集落営農の実現を図ります。

### 【現状と課題】

- 本村の農業生産組織は、水稻・そばの受託組合に一本化されました。
- 水稻について見ると、令和元年には村全体の作付面積 370ha に対し、受託組合による乾燥・糶摺り作業は 251.1ha の実績となります。
- 受託組合には、そばコンバイン及び乾燥機を貸し付けているが、機械の更新時期が迫っています。

### 【具体的な施策】

- ①農作業受託組合の活用促進による、農作業の軽減と、営農合理化の促進
  - ・受託組合、とりわけそばコンバイン管理組合には、そばコンバイン及び乾燥機を貸し付け、刈り取り料の軽減を図ります。
- ②集落営農の組織化の推進
  - ・機械の共同利用、作業受託、共同出役等の体制を推進し、集落営農の組織化を推進します。
- ③農業青年組織育成事業
  - ・原村赤岳 4H クラブの育成と活動を補助し、農業後継者の育成に努めます。

### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|-----------|------|-----------|
| 農業生産組織の維持 | 1 団体 | 1 団体      |

(4-1-6)

## 6. 地域林業の振興と森林の育成・有効活用



### 【4年後のめざす姿】

- 現在の針葉樹林から、森林としての多様性や高い公益的機能が期待できる針広混交林（針葉樹と広葉樹が適度に混交した林）へと誘導しながら健全な森林づくりを進めます。
- 森林を守り育てていくために、村、森林組合、森林所有者と連携し森林整備及び森林路網整備を進めます。
- 村有林の間伐を計画的に実施するとともに、間伐材の有効利用を推進します。
- 民有林の間伐を促進します。
- 針広混交林への誘導をはじめ、企業・団体・住民との協働による森林整備を進めます。

### 【現状と課題】

- 本村の森林面積は総面積の46%に当たる1,974haであります。森林は国土保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等様々な機能を通じて住民生活に寄与しています。
- 平成25年に原村森林整備計画を策定し計画的かつ長期的な視点に立ち、森林の健全性の確保に必要な間伐等の森林整備事業を実施しています。

### 【具体的な施策】

- ①村有林の計画的な整備
  - ・森林施業計画に基づいて、村有林の間伐を実施します。
- ②間伐材の有効利用
  - ・3.9ペーパー（チップ工場への搬送費を紙の使用者側が支援するシステム）を活用し、間伐材の有効利用を推進します。また、原村生産木材提供事業により、村内の希望者へ間伐材の提供を行います。
- ③間伐の普及・啓発
  - ・広報等により間伐の必要性を広く周知して、間伐の普及・啓発を図ります。
- ④間伐後の手入れ方法の検討
  - ・間伐地へ広葉樹を植樹した箇所を検証し、県・森林組合等の助言を頂きながら、今後の手入れ方法の計画を策定します。
- ⑤公民協働による村有林整備の推進
  - ・森林の里親事業による企業のボランティア活動や、団体等のボランティア活動を受けて村有林整備を推進します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名     | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|---------|-----|-----------|
| 村有林整備面積 | 7ha | 9ha       |

(4-2-1)

## 第2項 観光を中心にした、各産業間の連携

### 1. 農業と連携した観光振興（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 地域の人々とのふれあいなどが実感できるよう、農家やクラフトマン、宿泊施設等との連携を図り体験型・滞在型観光を促進します。
- 的確な観光ニーズに対応する魅力あるメニュー、宿泊事業者と連携した受入れ体制の整備やPR活動・観光イベントの充実を図り、農業と連携し観光振興を推進します。
- ブルーベリー、ラズベリー、ブラックベリー、食用ほうずきの農園は定着してきましたが、農家の協力を得ながら、野菜・花卉等の観光農園も推進します。

#### 【現状と課題】

- 観光ニーズも変化してきており、その地域特有の自然の中に身をおいた、自然、文化の体験や、芸術や趣味を楽しむ体験型・滞在型の観光が望まれています。
- 今後、農業と連携した体験型・滞在型の観光を展開することが求められています。

- ①工房や農家等の体験施設のネットワーク化と、体験メニューの提案
  - ・八ヶ岳自然文化園で実施している手作りネットを核に拡大します。
  - ・エコツーリズムの推進
- ②ペンションなどの宿泊施設や工房、農家等との連携による体験型・滞在型観光の促進、受入れのコーディネート体制の創設
  - ・都市住民が宿泊しながら農業体験できるシステムを構築します。
  - ・観光連盟や商工会、農業者団体と連携し体験コースの受入れ体制を整備します。
- ③農作物収穫体験等による新たな観光魅力の付加
  - ・本村の美味しい野菜を観光資源としてPRし、体験メニューとして楽しむ観光農園を促進します。
- ④モデルコースの提案と宣伝活動の推進
  - ・遊歩道や体験施設等を連携させたコースを提案し、観光パンフレット、ホームページ、観光イベントなどを活用してPRを実施します。

⑤地域を挙げてのおもてなしの心の醸成

- ・ 広報誌、有線放送等による広報活動を実施します。
- ・ 案内人、ガイドなどの人材発掘と育成を行います。
- ・ 地域住民等ボランティアによる環境整備維持活動の促進

**【施策の達成指標】**

| 項目名     | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|---------|------|-----------|
| 観光農園の整備 | 5 か所 | 6 か所      |

(4-2-2)

## 2. 森林を活用した観光振興



### 【4年後のめざす姿】

- 森林整備等を通して森林の持つ環境保全等の機能について体験学習できるプログラムを設け、これを観光資源として団体、学校等の誘客に繋がります。
- 「八ヶ岳森の小径」をPRし、ガイドツアー等による誘客を図ります。
- 森林スパ効果の宣伝と普及の促進を図ります。
- 大人のアスレチックやツリーハウスなど新しい取組みを検討します。

### 【現状と課題】

- 本村の森林は、間伐等の手入れにより再生されてきています。また八ヶ岳森の小径を利用した自然散策コース、マレットゴルフ場、自然体験林等として交流やレクリエーション、イベントなどに活用されています。

### 【具体的な施策】

- ①森林資源を活用した交流の推進
  - ・天竜川の源流の森林整備体験を通して、都市住民や団体、学校、企業等との交流を推進します。
- ②森林資源を活用し、環境や健康に配慮した観光の促進
  - ・「八ヶ岳森の小径」を活用した体験ツアー等の造成を推進します。
  - ・森林を活用して自然に親しみながら子どもから大人までが楽しめる自然共生型アウトドアパーク(アスレチック施設)の整備について検討します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名          | 現状値 | 目標値(令和6年) |
|--------------|-----|-----------|
| 森の小径を活用したツアー | 1か所 | 2か所       |

(4-2-3)

### 3. 観光拠点の再生とネットワークの整備（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 住民参画による各種イベントや活動がさらに活発化するよう施設の改修を進め、自然との共生を目的とした活動として、多くの方々に利用されるよう施設機能の再編を行います。
- 寒さを資源とした新たな観光の活性化を図る事業等を推進します。また、景色や景観を楽しんでもらうことで、健康生活やスローライフの提案を行うとともに、エコ意識等の特色を出した資源活用を推進します。
- ペンションなどの宿泊施設と八ヶ岳自然文化園及び八ヶ岳中央農業実践大学校等の各種施設とを関連づけた資源の見直しを行い、それぞれの施設が相乗効果を発揮できる活性化をめざします。
- 行政や観光事業者等の関係者、住民が連携して力強い誘客力を持った魅力ある観光地づくりに取り組めます。
- 観光と他の産業を結んだ情報のネットワークを構築し、受入れ体制をより強化できる総合案内機能を整備します。
- 観光関連施設及びペンションは、観光客の受入れ施設であり、現在ある施設を活かした新たな魅力ある施設への機能の再生を行い、観光振興を図ります。
- 八ヶ岳自然文化園や樅の木荘とペンションが連携した B&B 対応の食事の提供や、宴会等の協力体制を図ります。

#### 【現状と課題】

- 本村の観光資源としては、八ヶ岳中央高原を中心に約1,400人の収容能力持つ約60軒のペンションなどの宿泊施設、八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）、もみの湯、樅の木荘等の観光関連施設等の観光施設の整備が行われてきました。また、これらの施設を活用しての住民参画による各種イベントや活動が展開されています。
- 観光客等が本村に訪れてからの案内施設は、たてしな自由農園にある観光案内所となります。本村を訪れていただいた観光客等の受入れ体制をより強化するためには、情報提供・観光資源等のコーディネートがより重要となっています。
- 「日本で最も美しい村」連合に加盟したことを機に地域資源を結び、観光産業の活性化につなげることが期待されています。

## 【具体的な施策】

- ①原村版 DMO の研究（観光村づくり）
  - ・魅力ある観光地域づくりのため行政、交通事業者、観光事業者、宿泊事業者、飲食店、商工事業者が連携して観光村づくりを推進します。
- ②地域資源を活用した滞在型モデルコースの提案・PR
  - ・自然や星空、農業、クラフト体験等を組み合わせた滞在型のモデルコースを提案します。
- ③各種施設やイベントなどの連携による活性化推進
  - ・ペンションや樅の木荘等の宿泊施設と八ヶ岳自然文化園、歴史民俗資料館（八ヶ岳美術館）、もみの湯、八ヶ岳中央農業実践大学校等の観光施設や阿久遺跡等の文化施設、及びそこで行われるイベントなどを相互に連携させ、体験や観光を宿泊に結びつける企画を提案します。
- ④観光ガイドの育成
  - ・御柱、坂本養川の繰越せぎ、鰻絵、裂き織等の伝統・文化や八ヶ岳山麓の自然等「美しい村」の魅力を広報できる人材を育成します。
- ⑤情報ネットワークの構築による総合案内機能の整備や Wi-Fi による観光情報発信
  - ・関係機関と連携し観光情報の一元化を図り、情報発信の強化を促進します。主要な公共施設への Wi-Fi 設置と観光情報発信。
- ⑥ホームページなどによる観光情報の発信
  - ・観光イベントやモデルコースなどの提案を、適切なタイミングで発信します。
- ⑦観光拠点の強化
  - ・樅の木荘やもみの湯、八ヶ岳自然文化園等の観光拠点の強化を図ります。
- ⑧魅力的な観光づくりの継続
  - ・八ヶ岳自然文化園等を中心とした観光施設や遊歩道の整備を進めます。

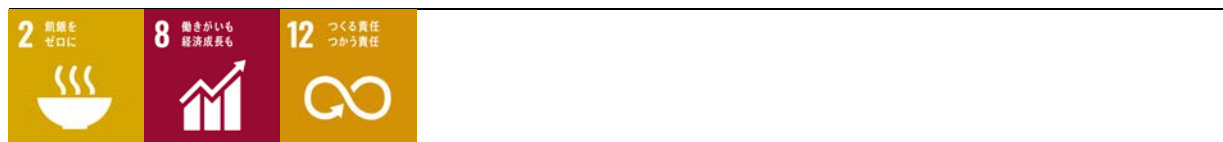
## 【施策の達成指標】

| 項目名     | 現状値       | 目標値（令和6年） |
|---------|-----------|-----------|
| 観光地利用者数 | 170,500 人 | 170,000 人 |

(4-3-1)

## 第3項「原村ブランド」を活かした観光振興

### 1. 農産物の付加価値化



#### 【4年後のめざす姿】

- 農産加工品の開発、農産物の直売等や、化学肥料、農薬の使用をできるだけ抑えた有機栽培、食味に優れる高品質な農産物の栽培方法の研究を行い、安心、安全で、美味しい野菜を生産することで、本村の野菜のブランド化を図るなど、高付加価値で、収益率の高い農業をめざします。

#### 【現状と課題】

- 令和元年農産物加工所検討委員会を立ち上げ、委員会から加工所プロジェクトの提案をいただきました。しかしながら新型コロナウイルスの影響による経済の悪化、財政状況の悪化が見込まれることから、村で加工所を建設することは中止としました。  
今後、農産物の付加価値化を進めるためには、民間・農業団体・農業者等と連携しながら研究・検討していくことが求められています。

#### 【具体的な施策】

##### ①ワイン特区の認可

- ・原村産ワインの醸造を容易にするためのワイン特区の認可を目指し、ワイン用ぶどうの生産を推進します。

##### ②農産物直販所の活用と整備の推進

- ・民間の直売所とタイアップした特色ある農産物の販売及び、農業者団体による直売所の運営とそこに携わる人材の育成を検討します。

##### ③農産物の販路の拡大

- ・農産物等の通信販売の可能性を検討します。
- ・農産物の地産地消を進めるためにも、どのような手法が考えられるか検討します。

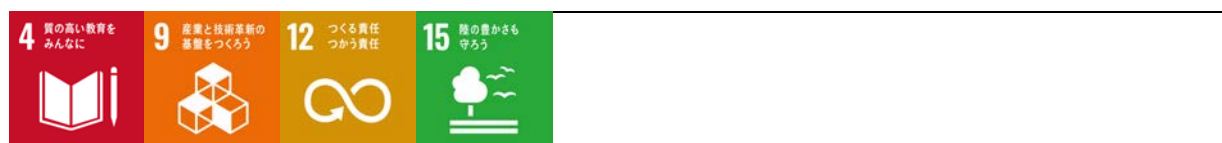
#### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-----------|-----|-----------|
| ワイン醸造所の設置 | 0   | 1か所       |

(4-3-2)



## 2. 星・音楽をテーマとした観光ブランド



### 【4年後のめざす姿】

現在行われている、星・音楽に関するイベントなどを支援し、さらに、新たなブランドへの取り組みも進めます。

- 情報提供を積極的に行うとともに、単発的なイベントで終わらせるのではなく宿泊や他の施設・体験に誘導することにより滞在時間を延ばすような取り組みを進めます。
- 八ヶ岳観光圏の八ヶ岳ブランドとして星の案内人の育成を図り、ツアーや宿泊者の星の観望会強化を図ります。

### 【現状と課題】

- 本村は、空気が澄み、満天の星が見える自然環境を持っています。大自然の中にある八ヶ岳自然文化園を中心に、各種団体、住民による星まつり・星空の映画祭・星空観望会等、星をテーマとした観光イベント、音楽を中心とした音楽会等が開催されています。これらのイベントの継続により、原村はブランド化されつつあります。
- これらは、新たな観光資源となるとともに、本村から全国への文化の発信源ともなっています。

### 【具体的な施策】

- ①ホームページや観光キャンペーンなどを活用したPR活動の推進
  - ・八ヶ岳自然文化園等で開催されるコンサートや観望会等星に関するイベントをPRします。
- ②宿泊や体験・観光施設を組み合わせたモデルコースの提案・PR
  - ・野外音楽堂での音楽活動や人気のある「星空の映画祭」などを一層PRし、活用します。
- ③プラネタリウムの設備や番組の更新
  - ・老朽化してきたプラネタリウムの設備を更新し、新番組を導入します。
- ④星のガイドを育成し、ガイドツアーやイベントによる星を活用した観光振興を図ります。

### 【施策の達成指標】

| 項目名     | 現状値    | 目標値（令和6年） |
|---------|--------|-----------|
| 星まつり参加者 | 3,213人 | 3,200人    |

### （4-4-1）

# 第4項 広域連携による観光振興

## 1. 観光推進体制の充実



### 【4年後のめざす姿】

- 市町村の枠を越えた活動とするための受け皿を設置し、観光振興を図ります。  
民間の観光産業関係者も巻き込んだ組織として取組みます。さらに、行政、観光連盟、商工会議所、商工会、民間企業、観光関連事業者等で構成するコンベンションビューロのような新たな組織の設立を図り、旅行業へのアプローチだけでなく工業メッセに代表される大規模コンベンション誘致等により、原村及び諏訪地方全体の産業競争力向上に繋がります。
- 八ヶ岳観光圏整備事業や八ヶ岳定住自立圏事業を活用して、滞在型観光につながる持続的な取組みを促進します。

### 【現状と課題】

- 観光連盟による星空のイルミネーション事業、各実行委員会が主導の星まつりやクラフト市に代表される観光事業が行われています。
- 市町村の枠を越えた事業展開が必要となっており、観光客の趣向にあった旅行の設定や提供が望まれています。
- 広域的な観光をめざし、諏訪地方観光連盟が組織され統一した宣伝や各種活動を行っています。
- 山梨県側との接点が少なく、県境を境に観光情報が途絶えてしまう状況となっています。

### 【具体的な施策】

- ①八ヶ岳観光圏を活用しての着地型旅行商品の企画・販売
  - ・北杜市・富士見町との広域連携で新たな着地型旅行商品を企画・販売を支援します。
- ②メディアを積極的に活用した観光情報の発信
  - ・テレビ、旅行雑誌、フリーペーパーなどの企画へ積極的に参加し情報発信に努めます。
- ③インバウンド事業の体制構築及び支援
  - ・八ヶ岳観光圏、諏訪地方観光連盟や県と連携し外国人旅行者の誘客を進めます。
- ④キャンペーンなどPR活動協力団体の構築の検討
  - ・観光キャンペーンなどのPR活動協力者の発掘に努め、ゆるキャラを使用したPR活動を促進します。
- ⑤観光連盟・商工会等の活動支援
  - ・情報の共有化等連携を密にするとともに、資金の支援を継続します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名                  | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|----------------------|------|-----------|
| 原村支援による着地型旅行商品の企画・販売 | 5 商品 | 6 商品      |

(4-4-2)

## 2. 広域の観光交通利用対策



### 【4年後のめざす姿】

- 鉢巻周遊リゾートバスの継続、またはそれに代わるバス運行事業を進め、観光シーズンにおける2次交通の確保により誘客を図ります。
- リニア中央新幹線の山梨停留所からの2次交通を諏訪地域として検討していますが、直行バスの運行により、ペンションなどへの誘客を検討していきます。

### 【現状と課題】

- 電車、高速バスを利用して原村を訪れる観光客の2次交通が課題となっています。

### 【具体的な施策】

- ① JR 各駅からのバスのアクセス便の確保
  - ・ 小淵沢駅、茅野駅から原村の利用促進を図ります。
- ② 高速バスを利用した誘客
  - ・ 中央道原バス停からの2次交通を検討し、高速バスを利用した観光客の増加を目指します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名              | 現状値     | 目標値（令和6年） |
|------------------|---------|-----------|
| 鉢巻周遊リゾートバス年間乗降者数 | 2,013 人 | 2,000 人   |

(4-5-1)

## 第5項 工業振興と企業誘致

### 1. 企業の支援と育成



#### 【4年後のめざす姿】

- 中小企業の生産性の向上、経営安定を図り、工業製品に求められるニーズに対応するため高度な技術革新を進め、中小企業を活性化し、特に若い世代の就業・雇用の場を増やし、人口定着・移住を促進します。
- 起業者の育成、促進を図ります。

#### 【現状と課題】

- 本村の工業は、平成25年の工業統計で事業所数17か所、従業者数302人、製造品出荷額は約62億円となり、そのほとんどが零細企業です。これらの企業に対し、原村及び原村商工会等による経営指導、各種融資等を進め、その育成指導に努めています。しかし、一部を除きその生産性は低く、常に経済状況に左右され、経営が安定していない状況です。このため、生産性の向上、経営安定を図る必要があります。
- 工業製品に求められるニーズに対応するためには、高度な技術革新を常に行う必要があります、これに対して適切な助成を図らなければなりません。

#### 【具体的な施策】

- ①経営基盤の強化と規模拡大への支援
  - ・村制度資金や設備投資等に対する助成制度の拡充を図り、経営基盤の強化と規模拡大を支援します。
- ②人材育成や技術開発の情報提供及び参加促進の支援
  - ・諏訪圏ものづくり推進機構やテクノ財団等と連携し国・県・大学・NPO など支援機関の研修会情報をホームページなど活用して提供し参加促進します。
- ③広域連携の強化による産業活性化支援
  - ・NPO 諏訪圏ものづくり推進機構支援事業と諏訪地域が連携して取り組むモノづくり集積地 **SUWA** のヒトづくりプロジェクトを展開します。
- ④工業技術展等への参加による技術情報の収集及び販路拡大の促進
  - ・諏訪圏工業メッセなどの参加、企業ガイド作成等の支援をします。
- ⑤産学官連携事業の支援
  - ・事業実施に協力し、ホームページなどを活用し情報を提供します。
- ⑥商工会による研修・指導相談体制強化への支援
  - ・商工会事業へ協力し、運営への支援も引き続き行います。

⑦企業創業支援

- ・村内で安定した経営を行えるよう、行政・金融・事業者が連携し、法人税優遇措置や設備投資支援、人材・雇用確保支援を行います。

⑧起業チャレンジ補助金による支援

- ・新規起業者のための補助支援を行います。

【施策の達成指標】

| 項目名        | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|------------|-----|-----------|
| 創業セミナー修了者数 | 32人 | 60人       |

(4-5-2)

## 2. 優良企業の立地促進



### 【4年後のめざす姿】

- 豊かな自然環境、中央自動車道諏訪南インターに隣接しているという優位性を強調しながら、県とのタイアップ、商工業振興条例による優遇措置、村内のPRなどにより、企業誘致を進めます。
- 大都市圏との交通の近接性、安定している情報通信インフラ、冷涼な環境を活かし、遠隔勤務の企業を誘致し、本村への定住・移住の促進につなげます。

### 【現状と課題】

- 企業誘致については、土地開発公社による諏訪南インター原村工業団地の造成により、現在8社が操業しています。諏訪南インター原村工業団地は全区画完売し、他に村内で工業団地を造成するのに適した場所が見当たらないため、新たな企業誘致が困難となっています。
- 企業誘致は、就業・雇用機会が増大し、人口定着・移住に繋がり、所得の向上も図られ地域を活性化し、重要な役割を担っています。

### 【具体的な施策】

- ①情報の把握、収集による、優良企業の村内誘致推進
  - ・県と連携しホームページなどで情報を発信し、企業の誘致に努めます。
- ②原村商工業振興条例による必要な振興措置の実施
  - ・立地条件や優遇制度をPRします。
- ③大都市圏の遠隔勤務企業（サテライトオフィス）の誘致
  - ・サテライトオフィス事業の展開
  - ・遠隔勤務企業誘致のための広報・PR活動を進めます。
- ④事務所物件、仲介支援
  - ・村の気候、環境に適した産業・企業誘致を視野に村内の空き物件紹介や仲介支援を行います。
- ⑤広域連携の強化による産業活性化支援
  - ・NPO 諏訪圏ものづくり推進機構支援事業と諏訪地域が連携して取り組むモノづくり集積地SUWAのヒトづくりプロジェクトを展開します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名  | 現状値    | 目標値（令和6年） |
|------|--------|-----------|
| 事業所数 | 16 事業所 | 18 事業所    |

(4-6-1)

## 第6項 商業・サービス業の振興

### 1. 商業経営の近代化・活性化の促進



#### 【4年後のめざす姿】

- 地域に密着した事業展開、買い物環境や情報提供等により、事業者の自主的な事業展開を促進するとともに、商工会による経営指導を行い、経営の安定を図ります。
- 国・県の各種支援事業等を効率的に活用し、空き店舗対策・駐車場対策・マネジメント対策等を実施し、経営の活性化をめざします。
- 事業者の経営マネジメント能力の向上を促進するとともに、商工会を中心としたきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

#### 【現状と課題】

- 本村の商業は、平成 28 年経済センサスで商店数 37、従業員数 165 人、年間販売額約 31 億円となっています。
- 消費行動も多目的化・多様化し、近距離の大型店や専門店、通信販売等へ流出している状況にあり、今後もこの状況は進み、ますます商業環境は厳しくなることが予想されます。

#### 【具体的な施策】

- ①商工会による研修・指導・相談体制の強化への支援
  - ・事業への連携をするとともに、運営に対する支援を継続します。
- ②各種制度資金の活用による経営基盤の安定化
  - ・村制度資金では利子補給、保証料補助の実施により経営の安定化や事業拡大を支援します。
- ③利便性の高い経営形態や特色のある商品開発等経営力向上の促進
  - ・県が行う研修会等の情報を提供するとともに、特産品の開発や新商品の開発の支援をします。
- ④国・県の活性化支援事業による人材育成等の活性化の促進
  - ・国、県が行う研修会等の情報を提供し、参加を支援します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名   | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|-------|-------|-----------|
| 商業店舗数 | 37 店舗 | 38 店舗     |



(4-6-2)

## 2. 他産業との連携による商業の振興



### 【4年後のめざす姿】

- 経営安定のための販路拡大策として、他産業特に農業との連携による地域特産品等の開発、消費拡大等を図ります。
- 農業や観光産業との連携による相乗効果で、双方の振興を図ります。
- 高原野菜等地元産品を活用した新しい特産品やサービスの掘り起こしを図ります。

### 【現状と課題】

- 高原野菜をはじめとする本村の産品等を活用した新しい特産品を販売し、また観光資源として活用し地域を活性化していくことが求められています。

### 【具体的な施策】

- ①原産産農産物を利用した地域特産品やお土産の研究、商品化の促進
  - ・特産品・新商品の提案型開発を促進します。
- ②地場産品を活用した新メニュー開発への支援とPRの推進
  - ・農業者や飲食店、宿泊業者等による地元産の野菜等を活用した新メニューの開発を支援します。
  - ・新メニューのPRと併せて地場産品の消費拡大を図ります。

### 【施策の達成指標】

| 項目名      | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|----------|-----|-----------|
| 地域特産品の開発 | —   | 3個        |

(4-7-1)

## 第7項 雇用・勤労者対策の推進

### 1. 雇用対策の充実（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 勤労者の定着化や雇用を促進し、勤労者の生活の安定、福祉の向上を図ります。
- 長野労働局及び諏訪公共職業安定所等と連携を図り、地域における雇用創造への支援、若年者雇用対策、高齢者の雇用の確保、障がい者の雇用対策・就職支援、就業技術の習得支援等を実施します。
- 長野労働局や諏訪公共職業安定所等と連携を図り、新規学卒者や求職者に対して情報の提供や職業訓練等の支援を行います。
- 職業技術を習得する場、機会を創出し、若い世代の地元地域での就職を支援します。

#### 【現状と課題】

- 村内の事業所数は少なく、従業員数の少ない事業所がほとんどです。多くは、近隣市町の事業所の勤労者となっています。また、勤労者関係の団体の活動が停滞している状況もあります。
- 若い人たちの就業・雇用の機会が少なく、地元の若い人たちが地域外へ流出し戻ってくることや地域外の人たちが流入することも少ない状況です。

#### 【具体的な施策】

- ①雇用・就職対策の推進
  - ・長野労働局・諏訪公共職業安定所と連携して、雇用・就職対策を推進します。
- ②新規学卒者のための企業ガイダンスの充実
  - ・近隣労務対策協議会と連携して、新規学卒者のための企業ガイダンスの充実を図ります。
- ③職業技術の習得と就業の支援
  - ・**岡谷技術専門校**との連携により、職業技術の習得と就業を支援します。
- ④勤労者向け融資制度の充実と中小企業労働者の福利厚生向上の支援策の検討
  - ・労働金庫との連携による勤労者向けの低利融資制度を継続実施します。
- ⑤雇用や就職のための情報収集や相談窓口設置の検討
  - ・商工会と連携し村内企業の求人情報の収集に努め、相談体制の充実に努めます。

#### 【施策の達成指標】

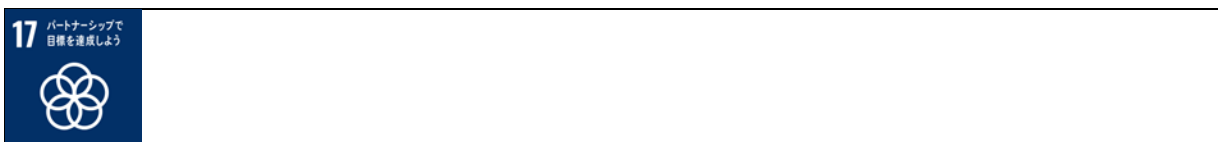
| 項目名                       | 現状値     | 目標値（令和6年） |
|---------------------------|---------|-----------|
| 経済センサス産業従事者数<br>（農林水産業除く） | 1,953 人 | 2,050 人   |

(5-1-1)

## 第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり

### 第1項 公民協働の村づくりの推進

#### 1. 住民参画による村づくり



#### 【4年後のめざす姿】

- 今後の村づくりにおいて、自治組織の果たす役割は重要度を増しています。自治組織の役割を明確にし、地域のコミュニティ活動を円滑に進めるため、集落行動計画策定・推進の支援を行います。また、自治組織の役割を周知することにより加入を促進し、住民協働の村づくりを推進します。
- NPO 組織やボランティア組織等の自主的活動に向け支援体制を整備します。

#### 【現状と課題】

- 村内では、各地区を単位に道路の雪かきや福祉ボランティア、子どもの育成、環境衛生等の自治活動や祭、運動会等の地域行事等が行われており、もっとも身近な組織として自治組織が地域の実情に応じた活動を行っています。しかし、近年地区活動に参加しない人や、自治組織に加入しない人が増えています。
- 多様化する住民ニーズにより目的ごとに新たなコミュニティが形成され、また、隠れた資源を再発見するため、住む人はもちろん、本村を訪れた人、本村に住みたいと思っている人たちの知恵を求めています。

#### 【具体的な施策】

- ①自治組織への加入支援
  - ・転入者に対して、区や自治会への加入を勧め、地区コミュニティ活動への参画を推進します。
- ②集落行動計画策定・推進支援（おらほうの村づくり事業補助金）
  - ・住民が中心となって身近な地域づくりを進めることができるよう、集落行動計画の策定を推進するとともに、地域が主体となる事業等に対して支援します。
- ③コミュニティ活動の推進と支援
  - ・コミュニティ助成金を活用し、地域コミュニティの活発な活動を支援します。
- ④住民参加による取組の推進
  - ・行政が実施する取組において、住民参加機会の創出と活動への参加を促進します。

#### 【施策の達成指標】

| 項目名       | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-----------|-----|-----------|
| 集落行動計画の策定 | 7地区 | 全地区       |

(5-2-1)

## 第2項 開かれた村政の推進

### 1. 住民との情報共有と適正な運用



#### 【4年後のめざす姿】

- 住民参加と協働による村づくりを進めるために、村政に関する情報について住民と共有化を図り、開かれた村政を実現します。
- マイナンバーを含む個人情報の適正な管理・運営を推進するとともに、個人情報に対する職員の意識の向上を図ります。
- むらづくり講座の活用を促すとともに、講座メニューを充実します。
- 満足度の高い行政サービスの向上に向けてより見やすいホームページに改訂するとともに、従来のパソコンや携帯電話等の情報端末に加えスマートフォンやタブレット端末対応、SNS（ソーシャルネットワークサービス）への情報提供を図ります。
- 災害時における情報提供サービスや、無線LANなどを用いた情報インフラを検討します。

#### 【現状と課題】

- 多種多様な行政情報を求める住民に応えるために、広報「はら」やホームページ、有線放送等で提供していますが、住民が求める情報を的確に把握し、わかりやすく提供することが求められています。
- 村の施策等を理解していただくために、住民の求めにより情報を提供する、100を超えるむらづくり講座を整備しています。
- 住民から、村政に対する意見や提案、要望等を聴く機会として「むらづくりふれあいトーク」や「村長への手紙／メール」、パブリックコメント（意見募集）などを実施しています。
- 村の計画を策定する際は、住民アンケート調査はもとより、住民懇談会やワークショップなどを開催し、ともに考え住民の意見を反映できる機会を設けています。
- 村が保有する情報を公開することで、村政に対する理解を深めていただくとともに、住民の知る権利を保障し、村としての説明責任を果たすことを目的に、公文書公開を実施しています。
- 住民が企画するイベント情報等を積極的に紹介し、住民活動の支援を行うことで、村の活性化にも一定の効果を発揮しています。
- 従来のパソコンや携帯電話等の情報端末に加えスマートフォンやタブレット端末向けの最適化、SNS（ソーシャルネットワークサービス）への情報提供が求められています。
- 本村の有線放送システムは、村からの身近な伝達手段として毎日お知らせする音声告知放送と文字放送があります。
- 災害発生時における住民に向けた情報提供サービスの拡充が求められています。

## 【具体的な施策】

### ①情報の公開・提供の充実

- ・住民と行政が村政に関する情報を共有し、協働の村づくりを進めるため、村政情報を積極的に提供します。
- ・審議会等の会議記録を公開し、審議過程や経過についての情報提供を進めます。
- ・公文書管理を適正に行い、情報の公開に努めます。
- ・ホームページの更新を行い、最新の行政情報等の発信に努めます。
- ・SNSなどを活用し、情報の受け手に応じた情報提供に努めます。
- ・災害発生時における住民向け情報提供サービスの拡充に努めます。

### ②広報・広聴活動の充実

- ・住民が求める情報を的確に把握し、広報はらなど様々な媒体を通じてわかりやすく提供します。
- ・村長との対話の機会を継続するとともに住民や住民以外の方からも広く意見や要望を聴ける機会を充実します。

### ③むらづくり講座の充実

- ・住民ニーズに応えられるようメニューの充実を図ります。

### ④有線放送の加入促進

- ・有線放送の充実に努め、より多くの方々に利用していただけるよう加入促進します。

### ⑤情報の管理と適正な運用

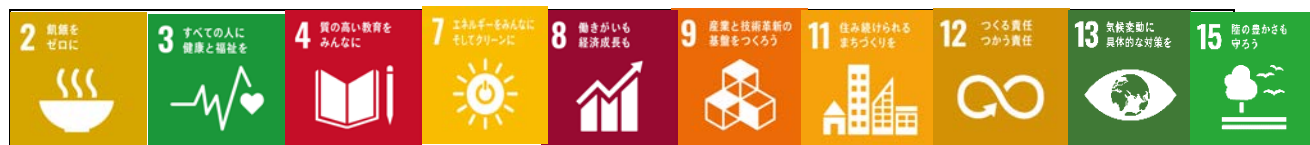
- ・原村行政情報セキュリティポリシー等の見直しを随時行い、情報資産の適正な管理・運営に努めます。
- ・マイナンバー制度運用にかかわる指針等に基づき、適正な個人情報の保護、管理・運用に努めます。

**【施策の達成指標】**

| 項目名          | 現状値      | 目標値（令和6年） |
|--------------|----------|-----------|
| むらづくり講座の開催   | 0回       | 5回        |
| 村ホームページの閲覧者数 | 249,590件 | 280,000件  |
| 有線告知放送への加入   | 1,977件   | 2,057件    |

(5-2-2)

## 2. DXの推進（重点施策）



### 【4年後のめざす姿】

- あらゆる分野において様々なICT（情報通信技術）の活用を検討し、導入を進めることにより、住民サービスの向上と業務効率化による行政運営の質的向上を図ります。
- 総合行政ネットワークサービスを活用した各種電子申請・電子届出や電子申告等、さらなる情報サービスの利便性の向上を図ります。

### 【現状と課題】

- 行政のあらゆる分野へ情報通信技術の活用をすることにより、住民サービスの向上と行政運営の質的向上を図ることを目的として、行政の情報化に取り組んでいます。
- 長野県DX戦略に賛同し、先端技術の導入に向けた取組に参加しています。
- 自治体戦略2040構想において示されている少子・高齢化率による労働人口の減少など、社会構造の変化に起因する多様な問題を解決していく手段として先端技術を導入し、働き方改革や新たな生活様式への転換に対応するとともに、既存の業務プロセス等の改革による仕組みの変革が求められています。
- 将来的に先端技術を用いて事務を行うことが想定されるため、特に若手職員の情報化分野への知識と理解の向上が求められます。

### 【具体的な施策】

#### ①先端技術の積極的な導入

- ・子育て・教育・医療・介護・インフラ・公共交通・防災・農業・商工業・観光業など、様々な分野で先端技術の導入を検討し、住民サービスの向上を図ります。
- ・AI・RPAなどの導入による業務効率化を行い、事務の質的向上を図ります。
- ・電子決済の導入などによる事務の電子化を行い、テレワーク環境を整備することにより、働き方改革や新たな生活様式への転換に対応します。

#### ②行政手続きのオンライン化

- ・「ながの電子申請」を活用し、住民サービスの向上を図ります。

#### ③オープンデータ化の推進によるビッグデータの提供

- ・行政の保有する生活に役立つ情報を広く公開し、民間企業等などによる情報の自由な加工によって住民の利便性の向上を図ります。

※DX…デジタルトランスフォーメーションの略。「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセス等の変革を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること。

※自治体戦略2040構想…国の研究会において、2040年に頃にかけて迫る日本社会や自治体行政における危機を明らかにし、危機を乗り越えるために必要な自治体戦略の基本的方向性を示したものの。

※AI・RPA…AIは人工知能、RPAはプログラムによる処理の自動化のこと。

※テレワーク…ICTを活用し、サテライト勤務、モバイル通勤、在宅勤務等、場所や時間を有効的に活用できる柔軟な働き方のこと。

※ビッグデータ…巨大・複雑なデータの集合のこと。「21世紀の石油」とも言われる。

### 【施策の達成指標】

| 項目名             | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|-----------------|-----|-----------|
| 先端技術の導入数        | 0   | 4         |
| オンラインによる手続メニュー数 | 9件  | 10件       |
| オープンデータの公開数     | 5   | 10        |



## 第3項 広域行政の推進

### 1. 広域行政による効率化と活性化



#### 【4年後のめざす姿】

- 諏訪圏域の活性化を図るため、関係自治体との機能分担と施策の連携により交通体系や生活基盤、医療、農業振興、商工業の振興、観光振興、文化施設の整備、情報ネットワークの構築等を広域的に進めます。
- 八ヶ岳定住自立圏域の市町村が相互に連携と協力をを行い、圏域全体の生活機能の強化等に取り組み、安心して暮らせる地域を形成することにより、人口の確保と活性化を図ります。
- それぞれの市町村が処理している各種事務のなかで、単独で処理するより広域的に処理することが合理的で望ましい事務について調査研究し、事務処理の効率化、合理化を追求します。

#### 【現状と課題】

- これまで、諏訪圏域6市町村で「諏訪広域連合」を、また、関係市町村で「諏訪南行政事務組合」、「南諏衛生施設組合」を設立し、事務事業の共同処理等を行っていますが、平成27年7月には、山梨県北杜市、原村、富士見町の3市町村で「八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、県境を越えて連携を図っています。
- 道路交通網の整備、高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、住民サービスの向上、地域経済の活性化等、多様な課題に広域的な対応が求められています。
- 住民の生活圏や経済圏は、行政区域を越えて拡大の傾向にあることから、広域行政により更なる地域の活性化が必要となっています。

#### 【具体的な施策】

##### ①事務処理の共同化の推進

- ・ 一部事務組合や広域連合による広域連携を進めることで、より効果的・効率的に実施することが可能な事務・事業を調査研究し、事務処理の共同化を推進します。

##### ②八ヶ岳定住自立圏による地域の活性化

- ・ 令和元年度に、第2次八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンを策定し、新たに医療体制の充実や、健康づくりの推進等が加わり、更なる圏域内の活性化を図ります。

##### ③広域的な観光振興の展開

- ・ 「八ヶ岳観光圏整備促進協議会」と連携して、八ヶ岳観光圏の観光振興を図ります。

④諏訪圏域内幹線道路の一体的な整備の促進

- ・諏訪郡市国道 20 号改修・バイパス建設促進期成同盟会を通じて、国道 20 号改修・バイパスの早期建設を働きかけます。

⑤中央自動車道の渋滞緩和

- ・「中央自動車道渋滞対策促進協議会」と連携して、中央自動車道の渋滞対策の促進を働きかけます。

⑥リニア中央新幹線開業を見据えた公共交通の研究

- ・リニア中央新幹線開業を見据え、本村と開業予定駅を結ぶ公共交通を研究します。

⑦中央東線高速化の促進

- ・「中央東線高速化促進期成同盟会」と連携して、中央東線の高速化と利便性の向上を図ります。

**【施策の達成指標】**

| 項目名                  | 現状値   | 目標値（令和 6 年） |
|----------------------|-------|-------------|
| 八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン取組み事業数 | 27 事業 | 30 事業       |

(5-4-1)

## 第4項 効率的な行政運営

### 1. 機能的な組織体制（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 関連する業務の窓口が1箇所に集約されるワンストップサービスの実施等、住民に行政サービスを受ける面でわかりやすく親しみやすい組織とし、住民の利便性の向上が図られる組織の再編を推進します。
- 各課にまたがる課題に対しては横断型のプロジェクトチームによる対応等を図り、縦割り行政の弊害を無くします。
- 課及び職員の削減については、事業は拡大しつつ人員の削減は限界にきていることから、単独事業等の削減について住民の皆さんから意見をお聞きするなかで対応します。

#### 【現状と課題】

- 地方分権、地方創生の推進、多様化・複雑化する行政ニーズや行政課題に対して、迅速かつ的確に対応するためには、必要に応じて柔軟な組織の見直しが必要になります。
- 組織機構改革は、限られた職員体制で効率的な業務執行を推進し、住民サービスの維持向上を図るうえで避けて通れない重要な課題であります。
- 職員の能力向上については、「原村人財育成基本方針」に基づき人材の育成に努めていますが、地域の多様なニーズに対応できるような政策形成能力や高い専門性を備えた職員の育成が必要です。

#### 【具体的な施策】

- ①住民の利便性が図られる組織の再編
  - ・**市内組織検討委員会を設置し**、多様化・複雑化する行政ニーズや行政課題に対応し、住民サービスの低下を招かないよう柔軟な組織の見直しを進めます。
  - ・各課にまたがる課題や緊急時の対応等に課を超えた連携態勢がとれるよう、プロジェクトチームなど横のつながりも強化します。
- ②事務処理・意思決定の迅速化
  - ・事務処理や意思決定が迅速化に行えるよう検討し、できることから実施します。
- ③効率的な窓口体制の構築
  - ・来庁者の負担軽減となるような窓口体制をめざします。

④職員能力の向上と柔軟な職員体制の推進

- ・人事評価制度の導入や職員研修の充実等により、地域のニーズに対応できる職員を育成します。
- ・専門性を必要とする業務や一時的に増加が見込まれる業務については、任期付き職員等を採用し、柔軟な職員体制を推進します。

**【施策の達成指標】**

| 項目名            | 現状値 | 目標値（令和6年） |
|----------------|-----|-----------|
| 庁内組織検討委員会による取組 | 設置  | 組織改編      |

(5-4-2)

## 2. 事務内容の効率化（重点施策）



### 【4年後のめざす姿】

- 身近な行政サービスを提供する基礎的な自治体として、住民と行政との役割分担の見直しや、公民協働の村づくりを進めます。
- 施設の活用については、住民の意見を取り入れながら、住民ニーズに即した活用方法を検討していきます。住民にとって効率的かつ効果的な業務運営を行い、経費削減を図る一方、民間委託や指定管理者制度の活用等により、経費節減だけでなく住民にとって使いやすい業務運営を行います。
- 行財政改革を推進するとともに、行政評価システムの試行を踏まえ、今後、行政評価システムにより進行管理を行い、PDCA サイクルに基づいて実施計画に反映していきます。
- 働き方改革や新たな生活様式への対応など、新たな時代における職場環境の整備に向け、先端技術の導入を進めます。

### 【現状と課題】

- 限られた財源の中、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくため、事務事業について行政評価システムにより定期的に必要性、効果を検討し、PDCA サイクルに基づいて3年間のローリング方式による実施計画の見直しと計画的な実行を行います。また、施策の統合や重点化を図り、従来の経緯にとらわれることなく費用対効果、住民間の公平性の観点から積極的に見直しを進めていきます。
- 先端技術の導入は進んでいません。

### 【具体的な施策】

- ①実施計画による事務事業の見直し
  - ・3年間のローリング方式による実施計画の見直しを毎年行い、時代に即した事務事業を実施します。
- ②行政評価の推進
  - ・事務事業評価により、事務事業の改善やスクラップアンドビルドを進めるとともに、実施計画事業の見直しや予算編成等に活用します。
  - ・住民との連携・協働による行政運営の実現、分権時代にふさわしい持続可能な行財政体制の確立を図ります。

③民間活力の推進

- ・業務のアウトソーシングを図るなど、民間委託を推進します。
- ・指定管理者制度の活用し、より効果的なアウトソーシングを図るため、全庁的な見直しの必要がある。

④先端技術の導入

- ・先端技術の導入により、効率的な事務を行います。

**【施策の達成指標】**

| 項目名     | 現状値  | 目標値（令和6年） |
|---------|------|-----------|
| 行政評価の実施 | 試験導入 | 本運用       |

(5-5-1)

## 第5項 健全な財政運営

### 1. 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進（重点施策）



#### 【4年後のめざす姿】

- 経常経費の抑制や効率的な財政運営を進めることで、可能な限り政策的経費の捻出に努めます。
- 計画実施に向け、新たな財源を確保し、財政基盤の強化を図ります。
- 的確な課税客体の把握と適正な課税に努め、料金徴収担当課を含め近隣市町、県、国との連携を取りながら、効率的で公平な徴収を行います。
- 収入と支出のバランスが取れた財政運営に努めます。
- 使用料・手数料・負担金等の適正な受益者負担を求めます。
- 新たな財源確保に努めます。

#### 【現状と課題】

- 本村の一般会計における財政状況は過去10年間の歳出決算額の推移をみると、平成16年からの行財政改革プログラムによる歳出削減策の実施により平成20年度までの5年間は歳出削減が図られましたが、平成26年度から増加しており、40億円を上回っています。
- 令和元年度決算額において、歳入の58.6%を地方交付税や国・県支出金、地方譲与税などの依存財源が占め、自主財源の比率は41.4%となっています。
- 少子高齢化の進展による社会保障費のほか、公共施設やインフラの更新による経費の増加等により、厳しい財政運営が続くことが予想されますが、自主性・弾力性のある財政運営を推進するために村税を中心とした自主財源の確保による財政基盤の強化を図るとともに、必要性・緊急性等を踏まえ簡素で効率的な行財政運営が必要です。

#### 【具体的な施策】

- ① 計画実現に向けた弾力的・効率的な財政運営の展開
  - ・ 総合計画・実施計画、総合戦略に基づいた計画的な実行に努め、弾力的な予算措置と効率的な執行を図ります。
- ② 公平な徴収と適正な受益者負担
  - ・ 村税等の収納率向上に努めます。
  - ・ 適正な料金・負担金等の設定に努めます。
- ③ ふるさと納税制度の活用
  - ・ 返礼品の拡充、インターネットを活用した収納方法の多様化、申告手続きの軽減を通じてふるさと納税の増収に努めます。

**【施策の達成指標】**

| 項目名    | 現状値   | 目標値（令和6年） |
|--------|-------|-----------|
| 村税の収納率 | 99.1% | 99%以上     |



(5-5-2)

## 2. 財政健全化の取組みの推進



### 【4年後のめざす姿】

- 公共施設やインフラの長寿命化や更新については、計画的な実施に努めます。
- 村債は将来負担を考慮して抑制に努めます。
- わかりやすい財政情報の開示に努め、財政運営の透明性を図ります。

### 【現状と課題】

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)」の全面施行により、自らの責任と判断に基づき必要な対策を適時適切に行うなど、地方財政制度の改革が進められてきました。人口減少・少子高齢化等が今後も進んでいくなかで、自らの財政状況を適確に把握し、継続的に財政健全化の取組を進める必要があります。
- 財政事情を示す目安となる指標として「経常収支比率」「財政力指数」「健全化判断比率」があります。財政の弾力性があるかどうかの目安となる経常収支比率は、平成 27 年度は 77.3%と改善されていましたが、平成 28 年度から増加し、令和元年度は 85.4%になりました。また、財政力指数は、現在は 0.40 となっています。一方、健全化判断比率のうちの実質公債費比率は 6.2%と、増加傾向となっています。

### 【具体的な施策】

- ① 公共施設等総合管理計画に沿った施設等の更新
  - ・ 公共施設等総合管理計画の見直し及び、個別施設計画を策定し、施設の長寿命化や更新を計画的に実施し、予算の平準化と抑制を図ります。
- ② 村債の計画的な借入れと公債費負担の抑制
  - ・ 償還額を推計し、バランスを考慮して借入れ、後年度の公債費負担の抑制を図ります。
- ③ 財政情報の提供と財政運営の透明性の確保
  - ・ 公会計による財務書類を作成します。
  - ・ 広報紙やホームページなどを通じて予算・決算、財政分析等の情報をわかりやすく提供します。

### 【施策の達成指標】

| 項目名                  | 現状値  | 目標値（令和 6 年） |
|----------------------|------|-------------|
| 健全化判断比率<br>(実質公債費比率) | 6.2% | 10%以下       |